

平成29年第2回睦沢町議会定例会会議録

平成29年6月16日（金）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	米倉敏子	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹 (指導主事)	吉野清久
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する
陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意
見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1 号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 日程第 7 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1 号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 2 号 土睦小学校校舎等改修工事契約の締結について
- 日程第10 議案第 3 号 PFI事業契約の締結について
- 日程第11 議案第 4 号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 報告第 1 号 平成28年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出に
ついて
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関
する意見書の提出について

◎開会の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第2回陸沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（市原重光君） ここで、中村事務局長から報告があります。

中村局長。

○事務局長（中村幸夫君） お時間をいただきましたので、ご報告とお願いがございます。

去る5月25日、平成29年度第1回千葉県町村議会定例会が開催されまして、その席上におきまして自治功労者表彰が行われました。本町では、議長職5年以上といたしまして市原議長が受賞されました。誠にめでたうございます。

この自治功労者表彰につきましては、受賞の都度、本会議場で議長から伝達を行って参りました。今回もこの場をおかりいたしまして表彰状の伝達を行いたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

今回は、市原議長ご自身の受賞でございますので、私からご報告をさせていただきました。

表彰状の伝達につきましては、副議長からお願いしたいと思います。よろしければ、議長、副議長、演壇の前をお願いしたいと思います。

（表彰状伝達）

○議長（市原重光君） 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま私のことをご配慮を賜りました。誠にありがとうございます。

この賞に至っては、やはり何が何でも議員各位、そしてまた執行部の皆さん方の平素からのご支援、ご協力のたまものであるというふうに自分自身認識をしております。

これからも職責を全う出来るように、一生懸命努力し、務めて参りたいというふうに思っておりますので、何分にもよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） それでは、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成28年12月分から平成29年3月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、町長より、本年度新規採用職員の研修として今期定例会を傍聴させたい旨の依頼があり、これを了承いたしましたので、報告いたします。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る6月1日に今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

報告いたします。

去る6月1日に、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、平成29年第2回議会定例会の運営等についてでございます。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がなされております。議案等については、陳情2件、承認2件、議案4件、報告1件であります。

会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

次に、本日の日程について申し上げます。お手元に日程表を配付してありますので、ご覧いただければと思います。

まず最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。日程第2として会期の決定を行います。日程第3及び日程第4として陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。続いて、日程第5といたしまして一般質問を行います。

その後、日程第6及び日程第7として専決処分の承認2件、日程第8から日程第11まで審

議していただく議案ですが、平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）及び契約の締結並びに指定管理者の指定についてであります。議案第3号及び議案第4号は、関連がありますので一括議題とし、最後に日程第12といたしまして報告1件を予定いたしました。なお、採決の方法はいずれも起立によりお願いをいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

季節は梅雨を迎えておりますが、木々の緑も一層深くなり、水稻の生育も勢いを増してきました。議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

まず、先程伝達がなされましたが、先般の千葉県町村議会議長会において、市原重光議長が会長にご就任され、また、永年の功績により自治功労賞を受賞されました。市原議長におかれましては誠に慶祝にたえません。今後も、県町村議会議長会並びに町議会にご尽力いただき、引き続き町政運営にご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、議員各位には全員協議会等でご説明の機会をいただいております、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係るPFI事業契約の締結と公の施設の指定管理者の指定を本議会に提案をさせていただきました。

なお、この他、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町税条例及び睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、一般会計補正予算（第1号）、土睦小学校校舎等改修工事契約の締結についてと繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管について報告いたします。

議員各位もご存じのとおり、ふるさと納税の返礼品については、自治体間の加熱な競争による本来の趣旨を損ないかねないという懸念から、国も制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようとの通達を出しております。ふるさと納税は、あくまでも寄附税制であって、返礼品は自治体の単独事業ですが、返礼品は3割以内という目安等が示されましたので、その趣旨により今後は見直しをして参ります。

町といたしましては、貴重な財源と特産品の振興の場でありますので、関係機関等とも協議の上、影響が大きく及ばないよう連携、協力して参ります。

次に、まちづくり課からの行政報告です。

平成30年3月31日をもって閉校となる瑞沢小学校における平成30年度からの施設利用についての方針についてですが、学校施設については、地域住民にとっての身近な公共施設であり、また、その校舎などは地域のシンボリックな存在であり、閉校となった後も出来るだけ地域コミュニティの拠点として生かすことが重要であると考えております。

平成28年5月1日の調査では、平成14年度以降の廃校について、施設が現存するもののうち70%以上が活用されており、社会教育施設や社会体育施設などの公共施設の他、交流施設や老人福祉施設など様々な用途で活用がなされています。また、近年で自治体と民間事業者が連携し、創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工施設などとしても廃校施設が活用されるなど、地域資源を生かし、地域経済の活性化につながるような活用が増えております。

このようなことから、瑞沢小学校が閉校となった後も、地域への愛着や自分たちが望む地域を作るための地域資源と言える学校施設を活用した地域振興が出来るよう、28年度からコミュニティデザインを取り入れたワークショップによる瑞沢地域の活性化プロジェクトを進めているところでございます。

特に、大きな施設と建物を有する瑞沢小学校跡地については、全町的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、有効に活用していくことが重要な課題と認識しており、そのような状況を踏まえて、今後の瑞沢小学校の施設活用についての方針を申し上げます。

本施設については、以前に私のほうから社会福祉協議会を移す案を申し上げたことがありましたが、社会福祉協議会が利用するには施設が大き過ぎ、指定管理とした場合に、指定管理料、維持管理費が大きくなってしまふことから、民間への貸し付けを検討しております。地域資源の有効活用を図り、町民はもとより、町外、県外からの来訪者との交流、そのため

の農村地域である利点を生かした活用、また、文化・スポーツの振興並びに災害時の活動拠点となる施設にしたいと考えております。

ワークショップで出されたアイデアを反映させながら、学校施設という地域のシンボルを最大限に活用し、維持管理費を最小化するためには、やはり民間の力を活用することが最も有効であると考えます。

また、施設の転用、貸与、譲渡、取り壊しに関しましては、本施設は補助金を受けて校舎などの建設をしておりますので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による文部科学大臣の承認が必要となり、その他、民間企業の誘致あるいは有効活用する上での法的な規制についても、建築基準法の規制やバリアフリー法への対応などがありますので、施設を転用し活用する場合は、施設改修などについても検討する必要があります。

私から担当課に対し、閉校から日を置かず、平成30年4月1日からの有効活用が図れるように早急に検討するよう指示をしておりますので、ご理解を賜るものでございます。

次に、産業振興課から、去る5月28日に実施いたしましたゴミゼロ運動について報告いたします。

結果について申し上げますと、可燃ごみ760キログラム、不燃ごみ1,020キログラム、合わせて1,780キログラムでありました。ゴミゼロ実施の搬入量は年々減少しており、これは平成25年度の搬入量の約半分で、住民のご協力はもとより、ごみのぼい捨て防止の啓発が浸透してきた結果と受けとめております。町内全域のご協力をいただき、事故等の報告もなく終了出来、誠にありがとうございました。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付からあり、これを受理しましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。2番、久我眞澄議員、3番、伊原邦雄議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 議運の決定権は尊重しなければなりませんけれども、厳守しなければならないほどの強制力はございません。

今期定例会は、町の将来にもかかわる重要案件も提案されており、会期1日で、時間延長しても議了出来ない可能性もなきにしもあらずと思いますので、提案いたします。

会期を2日間と余裕を持たせたらいかがでしょうか。会期を長くしても、提出議案等議了した時点で自動的に閉会になるはずなので、困らないと思いますので、安心して我々が十分審議を尽くすためにも一考の余地はあるかと思しますので、会期について再考を求めます。

○議長（市原重光君） ただいま田邊議員のほうから異議ありというご提案がございました。

ここで私のほうから、この会期の決定について、議運の決定事項ですから、ここで採決をいたします。

採決は、賛成、反対でいきますから、1日でよいということであれば賛成、反対であれば反対ですね。そういうことで行いますから。賛成の方は起立ですね。

1日でよろしい方は起立をお願いをいたします。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

ということで、本定例会の会期は1日と決定をいたします。

◎陳情第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） それでは、日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経緯があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定をいたしました。

◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、陳情第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し、本会議で決したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

◎一般質問

○議長(市原重光君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長(市原重光君) 最初に、12番、市原時夫議員、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿いまして一般質問を行わせていただきます。

最初に福祉についてでございます。

高齢者などによる免許証自主返納について伺いたいと思います。

近年、高齢者の方の交通事故の多発と、それに伴い免許証の自主返納の動きとその支援などが進んでおります。千葉県警察の交通白書などによりますと、睦沢町の自動車保有台数が6,596台、ほぼ1人1台に近い状態になっております。また、一部報道データによりますと、65歳以上の運転免許保有者は、千葉県では64.3%、75歳以上は27.6%となっております。睦沢町の例でわかるのであれば教えてください。

千葉県警によりますと、高齢者交通事故防止についてこのように述べております。「今後は急速に高齢化が進み、平成37年度には約30%に上昇すると見込まれ、今後、高齢者の関係する交通事故が増加することが懸念されます」と分析をし、交通事故発生件数は、それ自体は減少傾向にありますが、高齢運転者による交通事故は横ばいで推移しているため、その割合は年々増加していると指摘をしておるわけであります。高齢者の運転並びに交通事故の問題は、今後さらに深刻な問題になっていくと予想されるわけであります。平成28年度は、千葉県の交通事故による年齢別死傷者数は、高齢者が5割、53.5%を占めるということであります。

こうした事態を反映して、運転免許証の自主返納の動きが進んでおります。ご存じのように、運転免許の自主返納制度というのは、個人差はありますが、高齢者が加齢に伴い身体機能や認知機能が低下することにより、運転による不安や運転に支障を来したりする場合、自主的に自動車運転免許が返納出来るように、1998年度の道路交通法の改正により制度化されたわけであります。自主返納しますと、運転経歴証明書の交付を申請することが出来、自主返納前の5年間の運転経歴を証明するものでありまして、身分証明書として活用出来るものであります。全国的にも、自主返納者の95%は高齢者となっているわけであります。

一方、睦沢町の28年12月31日現在の交通事故発生状況では、16件発生し、死者が1名、負傷者17名となっております。高齢者の割合は、町にもお聞きしたんですが、ちょっとわからないということではありますが、事故は睦沢町でもいつ起こるかわからないという状況だと思えます。

実際に高齢者の方、ご家族の方とお話をしますと、身体機能の低下などの自覚はあるのだが、車の運転をどうしようかと、やめようかどうかという方々は、問題は次の移動手

段、これを考えた場合に、かなりの便利性が損なわれるということで決断がつかないというふうに答えられる方もいらっしゃると思います。

高齢者だけではなくて、町民の安全を向上させる意味からも、こうした自主返納をお考えの方にお応え出来る施策も必要と考えるわけであります。直接自主返納を対象とした計画ではありませんけれども、睦沢町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」では、政策分野の4、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」として、「自家用車を運転しない人でも、徒歩と公共交通で便利に移動できるよう、運賃助成などにより路線バスの利便性の向上を図ることで、自動車に依存しない社会の構築を目指します」としております。

また、高齢者や障害者への生活支援体制の充実として、買い物や通院などに関する生活支援制度の充実に努めますとして、福祉タクシーの助成制度、福祉有償運送事業などが挙げられております。また、町として、申請により、運転免許の取消通知書の提示によりまして、福祉タクシーの1回2,000円を限度に最大72シートの交付を受けるとされています。ただし書きがあって、住民税の非課税の返納者で、家族の支援を受けることが出来ない方に限るとあります。この辺の実際の、返納されてこうしたことを活用されている状況がもしわかれば教えてください。

それと、自主返納については運転免許証と印鑑が必要であります。手数料はここではかかりません。ただし、自主返納による特典を受けるためには運転経歴証明書が必要でありまして、交付手数料1,000円、警察署で手続をされる方は、加えて申請用の写真1枚など個人負担がかかります。私は、自主返納、あくまでもこれは自主的な問題であります。決断された方への支援として、こうした交付手数料などの支援も行うべきではないか。

また、路線バスの最終便や便数を増やすなど、総合戦略で目指している「自動車に依存しない社会の構築を目指します」に沿って拡充すべきではないでしょうか。総合戦略の中では、地域と地域をとという形で、ちょっと地域の意味がはっきりしませんけれども、広くこうした目的に向かってやってはどうかと思いますので、最初にお聞きします。

次に、町民生活支援について、多重債務者への解決支援の内容と充実の考えについて伺いたいと思います。

町の税の徴収状況、滞納状況などを見ましても、私の判断としては、貧困格差の拡大と暮らしを支える行政の役割の重要性を感じております。ちょっと色々調べてみましたら、NHKの福祉ポータルサイト「ハートネット」というインターネット情報があり、ここは現状と、

それから貧困実態と相談窓口まで紹介をしているという状況でありましたし、テレビでも最近、多重債務の方の相談の弁護士の方の広告などがあるわけでありまして、かなり現実の問題になっているというふうに思います。

このNHKの福祉ポータルサイトを見てみましたら、このように書かれております。「世界第3位の経済大国・日本。しかし、「一億総中流」と言われた時代は過ぎ去り、貧富の格差は拡大の一途をたどっています。厚生労働省がまとめた「国民生活基礎調査」によると、日本の相対的貧困（年収122万円以下で暮らす人の割合）は16.1%と過去最高を更新。これは、日本人のおよそ6人に1人が相対的な貧困層に分類されることを意味しています。」と。

ちなみに、3月議会での私の一般質問で、睦沢町民の平均所得額が100万4,000円ということでもありますから、やはりこの地域の所得の状態がこれでもはつきりするわけでもあります。

さらにこの記事では、「OECD加盟国30か国のうち、日本の相対的貧困率はメキシコ、トルコ、アメリカに次いで4番目に高く、先進国の中でも最悪のレベルにある」というふうに述べております。

背景には、バブル崩壊以降の長引く経済低迷の中、リストラや非正規雇用の増加などにより所得格差が拡大したことがあります。また、公的負担の増大、年金の総体的削減、さらには働いても貧困から抜け出せないワーキングプアの出現、若者を大量に採用しては使い潰すと言っていいぐらいのブラック企業、低賃金労働で家計を支えるシングルマザーや子供の貧困なども問題となり、ますます深刻さを増しているわけでもあります。どうやってこうした貧困格差の社会の進行を食い止めることが出来るか。もちろんこれは国の施策でありますから、地域で何が出来るかということをおは考えるべきではないかというふうに思うわけでありませう。

現在で、多重債務の方の対応というのはどうされておられますでしょうか。

国や自治体が多重債務救済対策に真剣に取り組むということは、日本国憲法13条、個人の尊重と公共の福祉、それから地方自治法第2条、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持、未成年者、生活困窮者等を援助し、援護し若しくは看護し、又は更正させることにあるということで、こうした問題が自治体の仕事であることも明記をされているわけでもあります。

多重債務の現状と対策については、是非、先程言いましたようにわかるところで結構です。述べてください。

町として、相談活動の充実と一時的な税の免除規定などは出来ないかと、色々全国の例も調べてみました。睦沢町では多様な形での生活相談窓口がありますけれども、多重債務の場

合は状況がわかりにくいということで、税の滞納などの理由が借金であるということではわかりませんが、例えば非課税世帯などの状況などはわからない状況だと思います。各課のチーム体制、連絡体制などを確立することによって、専門の相談員の協力を得て、弁護士などを紹介するところまで親身になるなどの体制強化が必要ではないかと思うわけでありませう。

そして、地方自治法施行令第171条の5、徴収停止が出来るという規定を活用いたしまして、状況が困難、不相当であるという場合、取り立てをしないことが出来る。一時的な規定ですが、活用すべきではないかと考えますが、伺います。

それから3番目、生活環境負担軽減について伺います。

これは、過去私も何度も取り上げてきた問題であります。色々状況の変化等もございました。広域市町村圏組合副管理者としての、そして町長としての立場でありますので、お聞きをしたいと思ひます。

可燃ごみ処理の現状については、現在使用の最終処分場の容量の問題が生じております。ごみ焼却炉の建て替えなどの処理する側の対応が求められている状況です。一方では町民の側からは、ごみ処理、つまりごみ袋の負担という問題が生じております。まずこの問題について、町としては、先程言いましたまち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」、これは第2次総合計画を引き継いでおりまして、リサイクル促進によるごみ排出量の抑制として、無駄なごみを出さないPR活動や分別回収の徹底ということで位置付けられているわけでありませう。ここでは住民の負担については述べていないわけでありませう。つまり、リサイクル、分別収集と、ごみを出さないことなど、住民の側の協力を求める計画となっているわけでありませう。

私は、ごみの問題については非常に単純な問題ではないと考えております。家電など不燃物のごみ化については、利益を第一に求める企業によるモデルチェンジなど、大量生産・大量消費のシステムに大きな問題があると考えております。

また、可燃ごみ袋代金については、当初、1枚30リットル62円という高額な負担を住民に強いていたわけでありませう。これも何度も私も取り上げてきて、住民の方からも引き下げてほしいという声がありまして、平成18年1月に長生郡市で一元化しようということになって、郡部では30リットルが50円に引き下げられ、しかし20リットル35円、40リットル65円と、ごみ処理有料化を続けるとともに細分化されたわけでありませう。さらに問題なのは、収集手数料にとどまらず処理手数料も含んだ計算として、このごみ袋代が決められたということであ

ります。

この原価計算をやってみますと、長生郡市広域市町村圏組合のほうでも認めているように、千葉県一高い長生郡市のごみというふうに認めているわけでありまして。こうした中から、負担軽減が何とか出来ないかという声が寄せられているわけでありまして。

私は、ごみの量が増えて、今一番増えているのはペットボトル、紙パックなどだそうではありますが、飲料メーカーや容器の製造事業者に対して、ペットボトルの出荷量全量に対応した再資源化を、きちっとメーカーに責任を持っていただく。容器包装のリサイクル費用などについても、結局自治体の負担が非常に増えている。ある調査では、自治体負担が7割で事業者負担が3割だという結果も出ております。要するにこのままでいきますと、資源化に前向きな自治体ほど資源化貧乏になるという現状でありますから、こういう拡大生産者責任の原則から、ペットボトルの回収、運搬、保管などの費用をメーカーが負担をすべきだと考えているわけでありまして。

それから、ごみ袋代金については、これが減量につながるという意見もありますが、もう一つあるのは、お金さえ出せばごみを幾ら出してもいいんだというような意識になる危険性もあると。住民の側には、私はごみになるものを買わない、使わない、出さない、分別を徹底するなどの住民の意識、取り組み向上に、自治体と協力をするという欠かせない部分があるわけでありまして。単なる仕組みだけでは解決しないという問題も、私は感じているわけでありまして。

それともう一つは、平成29年3月、長生郡市広域市町村圏組合の一般廃棄物処理基本計画とあります。ご存じだと思うんですが、類似市町村との比較をされております。そうしますと、このごみ袋代を払ってごみがどれ位出されているかと、なかなか興味深い数字であります。例えば茂原市の場合、類似市町村との比較では、総排出量というのが17.8%多いんです。プラスなんです。睦沢町は22.5%少ない、郡部では全部がマイナスということになっております。ただ、事業系が増えているということでありまして、住民との協力の中で、ごみ総量を減らす可能性が出てきているというわけでありまして。一般の生活系ごみが下がっています。これは人口との関係もあるわけですね。ですから下がってきていると。

私は、基本はごみ収集の無料化で、少しでも暮らしを支える施策が必要と思っておりますが、県内で最も高い仕組みは是正をし、人口の自然増、社会増につながる暮らしやすい町にすべきだと考えますが、お聞きをいたします。

この点で、将来に向けて、現状ではかなり厳しい状況がありますが、ごみの総量を減らす

可能性も非常にあるということと、暮らしを支えるという点から、私はごみ袋代金の引き下げ、先程言いましたように、収集だけではなくて処理料、つまり自治体が本来その責任の中でやらなきゃいけない分まで新たに個人で負担をするということですから、これはちょっと公平性からいってどうなのかなというふうに思うわけでありませう。

つまり、ごみをたくさん出す人は、それに伴った収集料というのは、私としてはおかしいと思いますが、ある程度根拠があるけれども、しかし全体の処理の分まで、その量ではかられるということではありますが、こういう整合性でも私は問題を感じておりますので、長生郡市広域市町村圏組合管理者としても、この問題を提起して、やはりもう一度議論をするというふうにはいかがかと思うわけでありませうので、お聞きをしたいと思ひます。

以上、第1回質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の質問にお答えをいたします。

まず1の福祉についての高齢者などによる免許証自主返納の1点目、睦沢町での自主返納支援事業の内容と充実、2点目の手続、移動手段への支援と地域公共交通整備について、併せてお答えをいたします。

近年、高齢者の運転による交通事故が多発していることから、このような事故を防ぐための方策の一つとして、全国各地の自治体などでは、タクシー券やバスのチケットなど様々な優待券などをお配りし、返納後の交通手段の利便性を得ることにより、自主返納を促す施策を行っております。また、警察署では、自主返納された方の申請によりまして、運転経歴証明書を発行し、公的な身分証明書として利用出来るほか、提示によりまして料金の割引などの優待措置を受けることが出来るよう、制度の周知を図っております。

本町では、特に自主的に免許証を返納した方への制度ではありませんが、高齢者の外出、移動手段の支援として、免許証返納者にも、非課税かつ家族の支援を受けることが出来ない方に対しては、申請によりまして福祉タクシー資格者証と利用券の交付を行っております。この申請には、警察署が発行する運転経歴証明書の提示は必要とせず、運転免許証取消通知書で交付を受けることが出来ます。

本年3月12日に施行されました高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律で、認知機能検査等も義務付けられたことから、高齢運転者が自らの身体機能の低下や、安全、道路交通の影響から自主的に免許証の返納を考える方が多くなると思われます。

このことは、免許証を返納した方の移動手段を確保することの重要性が高まることとなり

ますが、支援が必要な高齢者は必ずしも免許証を返納した方だけではありませんので、高齢者全体を社会で支える視点に立ち、特に交通手段に関する支援について、自治体や交通安全協会、交通・運輸事業者などの協力を含めて整備を図って参りたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、2、町民生活支援の多重債務者への解決支援の内容と充実についてお答えをいたします。

各種ローンや消費者金融などによる多くの負債を抱えている方が増加するなど、格差社会が広がる傾向にあると聞きます。こうした中で、町といたしましては、まず税関係の滞納者の方々に、文書で納付の依頼及び納税相談のお知らせをいたしておりますが、この中で、窓口及び国民健康保険証の交付時に納税相談に来庁した方、また、臨戸訪問時に多重債務関係の事例が見受けられ、また相談があった場合には、町の法律相談や消費者センターなどの専門家による無料相談についてご案内をしております。また、生活支援の制度などの啓発にも努めて参りたいと存じます。

なお、平成28年度に税務住民課で発送した文書数は430件で、そのうち納税相談に来られた方は188件となっております。

よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、3、生活環境・負担軽減のごみ袋代金の引き下げの考えについてお答えいたします。

ごみ袋、特に燃えるごみ専用袋の代金につきましては、市町村合併協議と並行して検討がされたもので、平成18年1月に長生郡市一元化となり、20リッターが35円、30リッターが50円、40リッターが65円という価格設定で現在に至っております。その際、茂原市は値上げ、町村は値下げという状況で、千葉県内で最も高い価格であることから、特に茂原市民からは引き下げの意向があることは伺っております。

この価格設定の根拠は、市と町村との実績を勘案し、茂原市のごみの減量分を10%と想定し、燃えるごみ専用袋30リッター用で年間500万枚と見込み、収入分の2億5,000万円を可燃物収集費に充てるという考えでしたが、現在は当初の見込みを上回り、全体で年間600万枚近くの販売量があり、その収入は3億円を超えていますが、上回った分は、構成市町村の財政状況や将来の状況を見据え、可燃物処理費の財源の一部に充当しております。

ごみ袋の料金の収入面だけを見れば、当初の予定を5,000万円程度上回っているわけですが、広域の環境衛生事業全体を考えると、現在実施している新し尿処理場の建設、また、今後予定されている最終処分場の建設や現在のごみ処理場の延命処理と、今後、約100億円

規模の大きな事業が予想されております。

以上のようなことから、私といたしましては、今のところ、ごみ袋代金を引き下げる状況にはないと考えておりますので、引き続きご理解を賜りたいと思います。

なお、議員がおっしゃるように、ごみの減量化を進めていく所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 再質問を行います。

運転経歴証明書制度というわけでありまして。これは陸沢町の場合は必要としないということとありますので、具体的に返納されて活用されている人数、言っていなかったね。それがわかれば言っていたきたいのと、75歳以上の運転免許証の取得をされている方と続けて。

それで、大体、運転免許証というのは、色々なところで自らを証明するという事で非常に有効なものなんです。だから、この時点、町が色々な特典を受けるといって程度で必要ないということとありますが、より住民の利便性を考えると、こういうのは私は非常に住民にとっては有益だと思うんです。自主返納された方。ただ、1,000円かかるのでどうされているのかわかりませんから、だからこの分の援助をすることによって、そういう方への、より自主返納へ積極的に臨むことが出来るという点で、この交付手数料ですね、こういうものの援助をしてはどうかというのが趣旨なんです。これを是非お答えいただきたいというふうに思います。

それと、路線バス、私は結局、なぜ路線バスがどんどん利用が減ってきたかという、車が普及したからですね。はっきりしている。そういう意味では、自主返納するなど、それから高齢者の割合が増えていくわけですから、そういう方が自主返納や車の利用をしなくなった場合に、路線バスへの要求というか、利用する人が増えてくるということにつながるわけですから、町が言っている自動車に依存しない社会の構築を目指すという、その大枠の中でも合致するわけですから、この辺は新たに検討したらどうかと、将来を見据えて私はやる時期だと思うんです。

ちょうど私らの時期が、大量の生まれで、それでかなり長時間労働をやって、体がおかしくなってくる年齢になってきているわけですから、自分のために言っているわけじゃありませんけれども。

この問題を高齢者の移動手段というふうに考えた場合に、ますますこうした自治体が支援

制度をやるとというのは重要だなと思ったんですよ。一つは、2017年3月12日、道路交通法改正によって、法律的に高齢者の免許取得維持が難しいと。これは痴呆症が判明した場合の取り消し、それから一定期間の効力停止、75歳以上の方の認知機能検査の義務付け、信号無視など違反の場合の臨時認知機能検査、臨時高齢者講習など、私の知っている高齢者の方は、何とかパスしたからと言っていましたけれども、結構気持ち的にもこういう高齢者の方、維持していくのは大変だというような感じはしました。その方はどうしても必要な方でありましたけれども、ほっとしたということでもあります。ただ、かわりの色々な交通手段があればいいわけですから、是非この充実について考えていただきたいということです。

それからもう一つは、私の調べたところでは、自主返納の支援内容、県内15自治体じゃないかなと思ったんですけれども、非課税世帯とか家族の支援の有無など、条件をつけていないというふうに思うわけでありまして。自主返納された方は、出来るだけそれ以前の条件に近づけるということは、私は町の総合戦略にも合致するんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

支援内容への条件をなくすること、それと路線バスの充実、デマンドタクシーなど地域公共交通網の整備を進めると。買い物、通院、通所、さらには心身ともに健康維持活動などへの利便性を確保するということで、あくまでも自主的ですね。自主返納の決断がしやすくなり、安全なまちづくり、活性化、若者も高齢者もずっと住んでいたい睦沢町の魅力となる考えです。私も、この間の議論でこのことをずっと言ってきたわけですよ。いわゆる箱物というか、そういうものだけじゃなくてソフト面を充実していただきたいということで、こうした積み重ねが町の魅力につながってくるんじゃないかと思うので、お伺いしたいと思います。

次に、多重債務の方の問題であります。

188件相談があったと。これは多重債務とか何かそういうことはわかるんですか。それをちょっとお聞きをしたいと思っております。

私が言いたいのは、色々ところで本人が、実はこういう色々な借金があつてとなかなか言いづらいということなんですよ。だから積極的に行政の側から、住民の言いにくいこと、それから弁護士にも相談しにくいんですよ、色々。そういうところを相談に乗る体制というのは大事じゃないかなというふうにわかるわけです。

滋賀県の野洲市というのがあります。幾つかありますが、市民税、それから国民年金、国保、学校給食、色々な、睦沢町もそうですけれども、ばらばらの中で掌握をした借金などの情報、これを消費生活相談の窓口を設けて総合的に相談すると。だから、本人が言わなくて

も相談してはいかがですかと、これはプライバシー色々ありますから、それに配慮しながら、各課が担当者と相談を気軽に出来るというような連携を重視した積極的な暮らしを支える施策をとったらどうかということでもあります。

専門家というのは、例えば消費生活アドバイザーという資格があるんですね。野洲市の場合では、こういう方を積極的に採用して、多重債務の方の悩みを受け付けていらっしゃるわけでありまして。これが一番かどうかというのはわかりませんが、専門家もいると。それと、茂原市では市民相談室と消費生活センターを設けて、内容は色々あるそうですけれども、かなり相談を受けていらっしゃるということで、具体的な住民の暮らしを支えるものになっているということでありました。

それから、環境の問題でありますけれども、ちょっと町長の答弁でわからないんですが、問題は一つは、収集手数料と処理手数料、この二つをやって、その結果当初の見込みよりも、5,000万位でしたか収入が増えたということでもありますから、ここに私は、論理的にはちょっと矛盾があるんじゃないかということを先程指摘をしたわけでもあります。

それで、いわゆるお金がかかると。私がちょっと聞いたところだと、し尿処理場で38億、最終処分場で30億、汚泥処理場で37億ということで、100億以上の今後の、つまり財政上厳しい、お金がない論と、よくどこでも言いますが、そういうことでもあります。

私は、ごみの問題というのは、単なる一部の住民サービスではないということは認識する必要があると思うんです。法律と町の環境条例、施行規則第2条、いわゆる野焼きの禁止を条例化して、つまりごみを出さないように、出してはけませんよということで、ごみと資源の振り分け、これを住民に求めているということでありまして、これは自主的に野焼きをしない方が出さないとかという問題ではなくて、ちゃんと規制がかかっているということでもあります。

歴史的に見ても、し尿やごみというのは、もともとは自分で処理をするということだったんですよね。それが産業が発展をする、人口が増加、集中する。ごみの成分の変化、環境悪化ということで、こういう制度が発展してきたわけでありまして。つまりごみの収集は公的役割だということは、この点でもはっきりして、お金があるなしの問題ではないと、行政が責任を持って行う事業じゃないでしょうか。

しかも住民負担という点から見ると、収集手数料という形でごみを出す量によって、個人の負担増になる仕組みも問題だと。だからさっき言ったように、金さえ払えばみたいなことになりかねないと。それと、全体的な費用である処理施設の運転などの処理料も負担をさせ

るというふうになっている。これは論理的に私はどうかかと、かなり無理があるのではないかなということであります。

それから、施設建設費などは、今わかった話じゃありませんよね。もともとわかっている問題でありまして、行政の責任として、他の計画の施策と整合性を検討しながら進めるべき問題でありまして、住民の負担継続の理由とは私はならないと。

このことは、町の様々な箱物行政の中で、私は、他の負担増や、福祉充実という視点がマイナスにならないかということで懸念していた問題でありますから、そのことを理由に、ごみ袋代を引き下げられないという理由には私はならないと、それは行政の運営の問題ではないかと。しかも他の自治体では実際に出来ている。千葉県一高いと。他と比較するわけじゃありませんが、そういう点で、私はその気になればやれるんじゃないかと。もうちょっと、私どの程度議論されたのかわかりませんが、この問題を全体の中できちっと長生広域の中を出してみても、さあどうだろうというぐらいやってはいかがかなと。色々問題があるんだが、この問題をこのままでいいのかというふうに提唱すべきではないかというふうに思うわけでありまして。是非広域で私は議論の台にのせていただきたいと。

それから例えば、1枚当たり10円とか15円とか引き下げた場合の町の負担増はどの位になりますかということであります。人口の急激な減少を防ぐということを理念としているわけですから、やはりソフト面の充実として、こうした小さな問題かもしれませんが、一つ一つ充実をしていくということが重要ではないかと思うので、お聞きをしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の再質問についてお答えをしていきたいと思っております。

まず、高齢者の免許証自主返納の件でございますけれども、先程申し上げましたように、高齢者全体を見て実施していきたいということで、高齢者全体の一定要件を設けてあります。そこら辺のところもということでございますが、この辺については個々の事情を加味しながら、弾力的運用で対処して参りたいなと。ただ、福祉タクシーという制約がございますので、それを表から外してしまうと福祉タクシーではなくなってしまうということがございますので、運用でなるべく個々の事情に合わせて実施して参りたいなということでしていきたいと。

それから、運転経歴証明書の手数料の支援が出来ないのかということでございますが、私個人的に考えるのは、運転免許を取るときの手数料についても補助金は出していないということで、経歴証明書についても同様の考え方でいいのではないのかなと。この証明書をいた

だくことによってその個人は利益を得ることが出来ますので、それについては手数料についての、そこまで支援をする必要はいかがかなというふうに考えているところでございます。

それから、次の多重債務の関係でございますが、睦沢町につきましては、先程もありましたように、税務住民課で、納税に困っている方については430件の通知を出して、相談に乗りますよということでは是非相談に来てくださいと。あるいはまた、そういう通知を出して、役場に来てくれた方が188件ということでございますが、来られない方については、訪問に歩いておりますので、その際に内容を伺いながらご相談を受けるということで、町は議員もご承知のとおり、弁護士については相談件数、内容が増えているというようなことから、弁護士も複数採用しながら、行政と住民が別々に出来るような、希望したらすぐ相談を受けられるような形で、弁護士についても複数採用しております。

また、消費生活センターについては、議員おっしゃられるように、専門のアドバイザーという形が必要になりますので、県の消費生活センターのほうへお願いをしているというところでございます。

ちなみに、平成28年度では、多重債務で消費生活センターへ相談された方が8件、弁護士については2件、27年度では消費生活センターに7件、弁護士には1件ということで、最初は大体、消費生活センターに相談をしながら、例えば過払い分とか、今よくラジオとかテレビで報道されておりますが、そういうことが出来るようであるというようなことになれば、弁護士さんのほうに回して相談をしてもらって、負担の軽減につなげるという形をとっております。

あと、自主返納の関係の件数等については、担当課長のほうから細かい点をご答弁させていただきたいと思っております。

それから、最後のごみ袋の件でございますが、これは実は広域市町村圏組合管理者会議の中でも再三出ております。といいますのは、議員がおっしゃるように、私も先程申し上げましたが、茂原市民からはごみ袋の引き下げ、あるいはまた、茂原市長さんの前の選挙のときだったと思いますが、選挙公約でごみ袋を下げたいんだと。しかしながら、郡部の首長さん方が言うことを聞いてくれないというようなお話が出ていたかと思っておりますが、そのようなことでたびたび議論にはなっております。

その中で、特に私が考えているのは、先程ごみの減量化というお話をさせていただきましたが、議員がおっしゃるように、茂原では平均よりも17.8%多く出ている。郡部では特に睦沢町では15%少ないということで、安易に値下げをすると、睦沢町のごみの処理量が増大す

る懸念があると。これが非常に懸念が大きいと感じております。

特に、郡部で安くなるんだったら広域に任せようと、ごみがどんどん出てしまうと、またこの処理量が大きくなる。処理量が大きくなれば施設も大きくしなければいけないというようなことから、先程出ておりました、今後100億円程度かかるというものが100億円では済まなくなる。施設の増大が必要になってくるというようなことから、例えば江戸時代からあったように、町なかにあったものを農家のほうに持ってきて堆肥化してということで、循環社会を日本では江戸時代からやっていたというふうに伺っております。ここら辺については、世界からも非常に評価を得ているところでございますので、まずごみの減量化をPRしながら、適正に持っていくという形を持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

免許証の自主返納等の人数のお問い合わせでございますが、まず睦沢町の人口、6月1日現在7,204人ございました。その中で免許所有の方は5,072人、かなりの数の方がお持ちということになりますが、その5,072人のうち、75歳以上の高齢者の免許所持者は514人ございました。約10%が75歳以上ということになります。

そして、自主返納の数でございますが、平成24年から28年度までの総計が44人になっております。27、28年度が多くなってきているという状況でございますが、29年度も、4月だけでございますが4件ほど出てきているということで、議員おっしゃるとおり、返納の数が増えてくるということになるかというふうに考えております。

それから、参考ではございますけれども、町の福祉タクシーの登録者の数でございますけれども、6月1日現在で130名ということでございます。

数についてご報告させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 免許証を取得するときに補助金を出していないから、やめるときに出すのは矛盾するみたいな、これは前提が町長違うんですよ。どうやったら自主返納を考えている方が、自分の安全も含めて町の安全も含めてやりやすいような、そうした施策をやるかということなんです。

出すときは、免許の取得で運転する人は増えるわけですから、私が言っているのは、増や

すこと、それはそれぞれ自由ですけれども、返納しようという方のことを言っているわけですから、これは全然違いますよ。出すときに金を出していないから、やめるときにも出さないと、論理がおかしいよ、それ全然。私が言っているのと矛盾ですよ。だから、そういう点で出来ないのかということを行っているわけです。

それで、今言った自主返納をされた44人、1,000円やったって幾らですか。大した金額でもない。

それから、65歳以上はわからないよね、いわゆる高齢者ね。3掛けてもいいぐらいじゃないかなと思うんですけれども、相当の方がいらっしゃるということでもありますから、出来るだけ総合的な判断で、こうした支援をするということによしということ、そういう自主的に判断された方の支援というのは、私は一定やってあげて、それでバス路線の充実によって、バスに切り替えていただくというふうにしたほうがいいんじゃないですか。それが総合戦略で目指している自動車に依存しない社会の構築を目指す。私は逆に言うとその立場を応援しているんですよ。こういう具体的な例の一つとしてどうかということを行っているわけでありまして、是非この辺は検討いただきたいなというふうに思うわけです。

それと、もう一つあるんです。様々な状況の中で、もっとこれは進むだろうと。だから早いところ町としてやっておいて、町はさすがだと言われるようにしたほうが良いと思っている。

国会の附帯決議というのがあるんですけれども、道路交通法改正をするときに附帯決議がされているんです。ご存じだと思うんですが、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと。」ということで、適切な対策を講じていくと、国会もそういうことを言っているわけです。

同じく、それを受けた警察庁のほうが、各都道府県警察本部長などに対して、「地域公共交通網の形成に向けた関係機関との連携について」というふうにして書いて、この自主返納などによって運転することが出来ない高齢者が増加することが予測されると、その移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まる。持続可能な地域交通網の形成に向けた取り組みについても、さらなる推進が求められると。地方公共団体の各部局と緊密に連携を図り、高齢者の移動手段の確保に向けた取り組みを推進する。

だから、こういうような緊密な連携だから、何かそういう話があるんじゃないですか。来ていないのかな。どうでしょうかみたいに。その辺があれば教えていただきたいなと思

うんですが、つまり国の議会でも、それからこうした警察本部なども含めまして、推進をするということでやったわけですから、そういう状況で、もし話に来ていないなら、こんなことがあるんだけど、何かこれで県や国としての支援策があるのかというようなところも、睦沢町お得意でしょうから、そういう財政のところを探るのは上手なわけですし、明らかにして活用するというのがありますから、そういう点で是非考えていただきたいということでもあります。それから、国交省も地方運輸局交通政策部長を通じて地域交通網の形成促進を求めたということでもあります。

だから、以前なかなか交通会社が乗り気ではなくて、もうかるところはやる、もうからないところはやらないとなったんだけど、もうそういう時代じゃなくて、政府も警察関係も、それから国会も推進ということで、こういうところで相談をしていきましようということですから、この辺は是非やっていただいて、財政上の問題では、こうしたことを是非考えたらいかがかなというふうに思いますので、条件が変わってきているので、改めてバスの時間等、それは運転免許を返納すればますます利用という形で増えていくわけですから、その点の是非検討をしていただきたいと思うわけでもあります。

それから、相談件数で、多重債務でありますけれども、結局、現に今の段階でもかなりいらっしゃるということがはっきりしたわけですから、この点でどうなんでしょうか、こうした消費生活アドバイザーという方が一番いいのかどうかはわかりませんが、積極的に庁内の各部署が連携をすると。野洲市は学校給食の中でも問題が出るんじゃないかということも言っているわけですから、連携をもうちょっと緊密にして、掌握をして、積極的にお答えをするという仕組み、消費生活アドバイザーの方の活用も考えるというふうにしてはいかがかなと思うので、お聞きをします。

それから、ごみの問題についてですけど、これはこの時期に広域で金がかかるんだからというのは、それはお金の問題で言うべきじゃないと思います、私は。原理原則からいってどうなんだと、もともと収集というのは、規制をしたんですから、規制のかわりにちゃんとそうした不法投棄がないように、きちっと環境という視点で支援をするというのが、私は考え方なんです。そうすべきじゃないでしょうか。その点で財政的にもこれは全体で考えればどの位、これは答えていなかったよね。ゴミ袋を引き下げた場合の金額。

是非言ってください。私も持っていますよ、大した金額じゃないと思うので、その金額もはっきりして、だから出来ないということにはならないと。原理原則の立場で、是非私は少しでも、今、色々な話を聞くと、もう税金とか公共負担がすごいでしょ。だからちょっと

でも何とか生活を支えたいという状況なんですよ。

先程言ったように、町の平均所得は100万ちょっとですから、そういうところでやるのは、行政として自動的、変に言えば強制的にかかるわけだね、ごみ袋は。それでなければ、自分で燃やすか土に埋めちゃうかということになっちゃうわけですから、逆にそういう意味では環境悪化につながる危険性があるわけですから、私はそのところは是非検討していただいてはいかがかと、お伺いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 順番が逆になりますが、ごみ袋の件からお答えをしたいと思います。

まず、ごみ袋代金を下げれば行政の負担増がどの位になるかというお話でございますが、10円値下げをいたしますと、広域全体で6,000万円、睦沢町にいたしますと260万円の負担増になると。これはあくまでも同じ量を想定した場合でございますが、先程からも申し上げておりますように、安くなるんだったらもっとごみを出して処分してもらおうということになってきますと、本末転倒になってくるのかなということで、実態とすれば、分別によるごみ出し、それから全体の減量化、こちらを一生懸命やっていきたいなという考え方でございます。

しかしながら、これについては茂原市と郡部では考えが違うということは明らかでございますが、郡部としましては、郡部のほうは平均でもごみを出す量は低いと、これが増えてしまっただけで、ただ単に安くしただけで増えてしまっただけでは元も子もないのではないのかなと、そちらのほうを心配しているというところでございます。

それから、多重債務者の関係でございますが、当然職員による相談も行っておりますが、職員に相談しにくいというようなことであれば、町の法律相談ということで設けておりますので、こちらのほうをご利用いただくように努めて参りたいというふうに思います。

それから、高齢者の自主免許返納の関係でございますが、手数料の1,000円を支援するよりも、自治体として、やはり議員がおっしゃるように交通対策、要は自分で車を運転出来ないんだからその代替をどうするか、こちらの対策を自治体としては重点を置いてやっていきたいということでございます。

具体的には、この後また「重点道の駅」の関係の契約案件もございますが、そちらの提案の中で検討したいということで、まだ実施するというものではありませんが、検討したいということで、電気バス、これは天然ガスによって電気を発電しますが、その電気を利用してバスの運行をしてはどうかということも検討していきたいというふうにありますので、そう

いう形を少しでも、議員おっしゃるように、自治体として交通対策として対応して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 長生郡の資料の中では、今後のごみの量は全体で6.1%減少すると、38年度に向けて、ということですから、減量は進んでいるということです。

以上。

○議長（市原重光君） これで、12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊原邦雄君

○議長（市原重光君） 次に、3番、伊原邦雄議員、どうぞ。

○3番（伊原邦雄君） 今回は、税金に目を転じまして質問したいと思ひます。

通告によりまして、固定資産税の納期についてお尋ねいたします。

地方税法では、固定資産税の納期は4月、7月、12月、2月と定められています。これは条例で変更することが出来るとされております。それによりまして、本町では4月、7月、そして後半の2期、これが9月、11月となっております。ということで早期徴収を行っているということでございます。

これは、税法の趣旨に反し、納税者にとって不利な状況が続いております。以前は、以前はと申しまして、ちょっと私もいつかわかりませんが、昔と言ってもいいかもしれませんが、当時、納税組合がありまして、それへの補助制度あるいは前納報奨金の制度がありました。それはそれなりに納税者に恩典があったわけでありまして。しかしながら、それらの制度がなくなった今、早期徴収は納税者不利のみが存続しております。今後、納期を見直すお考えのほどをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 伊原邦雄議員の質問にお答えをいたします。

1の固定資産税の納期の早期徴収の見直しについては、議員の言われるとおり、地方税法第362条第1項で、固定資産税の納期は4月、7月、12月、翌年の2月で条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることが出来ると、議員のおっしゃるとおりでございます。

本町では、軽自動車税が5月、地方県民税が6月、8月、10月及び翌年の1月、国民健康保険税の納期は当初は4期でございましたが、保険税の増加に伴いまして、納期を6期、8期あるいは9期ということで増やすことで、納税者の負担軽減を図ってまいったところでございます。

その中で、固定資産税の納期は、他の税と納期がなるべく重ならないようにということで、従前、国民健康保険税が4期であった場合というようなことで、条例で4月、7月、9月、11月と定めておるのが実情でございます。国民健康保険税の納期が7月から翌年3月までの毎月となり、固定資産税は、小さな自治体にとって財政運営のための重要な財源でありますので、今後検討はして参りたいと思います。

また、県内市町村の固定資産税納期の状況でございますが、法律に沿った納期を規定している市町村数は31団体、異なる納期を規定している市町村数は23団体となっております。長生郡市内では、本町と長南町が異なった納期を規定しております。

ということで、どちらかという町財政運営上の問題ということで、補助金等については、議員もご承知のとおり、年度末に交付となることが大多数でございます。そのようなことから、固定資産税、先程申し上げましたとおり基幹の税となっておりますので、そのようなことから、当時2か月ずつ前倒しというか、そのような形にさせてもらったと思います。

そのようなことで、また今後、皆様のご意見を伺いながら検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 固定資産税は、町の大半の世帯、企業が納税者であります。その多くの人たちに大きな問題ではないでしょうか、人数的に言っても。

ところで、固定資産税は税額上、町の総予算30億を超える予算のうち、どれほどの割合を占めていますか。また、下半期で言えば、それは総予算のどれほどになるでしょうか。

今、町長が言われましたように、財政的に影響があるんだよと言われますが、この納期を変更すると財政的にどのような大きな影響があるのでしょうか。それに対し、納税者側からすれば、資金繰りに大きく影響を及ぼす家庭であり企業であり、多数存在すると思われま。近隣市町村では長南町と睦沢町だけだということであれば、これは早急にお考えいただけないかなという気がいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 具体的な数字については担当課長から申し上げたいと思いますが、議員がおっしゃられるように、町の財政が回っていくのかいかないのかということで、これは会計課のほうに昨年の例で試算をしていただきました。したところ、納期を本来の法律どおりにしていった場合に、町財政として一時的に金額が不足するかのどうかという試算をさせていただいたところ、そういう懸念はないというお話もございました。

そういうことで、先程申し上げましたとおり、皆様のご意見を伺いながら、今後対処して参りたいというふうに思っております。

具体的な数字については、担当課長のほうから申し上げさせていただきます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりましてご質問にお答えさせていただきます。

29年度予算におきましては、総収入額が36億1,300万円で、固定資産税につきましては3億5,573万7,000円ということで、町全体の収入に対する割合は9.8%ということになっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 私たち庶民の経済感覚からいいますと、企業でもそうですけれども、入るものはなるべく早くいただきたい、出すものはなるべく遅く出したい、支払いたい。これが特に企業となりますと、経営になりますと、それが運転資金の多寡にかかわって参ります。家庭にしても同じです。これは経済の原則とも言えます。あくまでも庶民の感覚でも申し上げられると思います。

また、他の税金についても、町長が先程おっしゃられましたが、見直すことがあれば、税金にかかわらず町が徴収するもの全体について、やはり納税者あるいは徴収されるほうの、そちらの本意に沿った姿に変えていただければと思います。

今回の質問は、決して重箱の隅の話ではないと思います。重ねて申し上げますが、大半の方が、世帯が、企業が関係しているところでございます。よろしくご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ先程申し上げましたように、納期を法律どおり遅らせた場合に影響が出るかということで試算させていただいたところ、特に支払いが不能になるとか、

そういう事態は、昨年の状況を見ますとないように見受けられました。というようなことから、当然、支払う側は遅いほうがいいわけですが、支払ってもら側とすると、財政を預かっている、ここにも総務課長がおりますけれども、なるべく早く入ったほうが財政的に余力があるという形ではございますが、先程も話したように、昨年の状況を見ますと滞ることはなさそうということもありますので、また皆さんの広い意見を聞きながら、方向性を定めて参りたいと思いますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、3番、伊原邦雄議員の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで暫時休憩といたします。

（午前10時41分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時55分）

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員、どうぞ。

丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄でございます。それでは、通告に沿って質問させていただきます。

初めに認知症についてです。

少子高齢化が進む我が国では、8年後の2025年、団塊の世代が75歳以上を迎えます。高齢者の増加とともに、認知症という病気が私たちの身近なものになってきました。

国は2年前に認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを発表しました。考え方のベースになる理念は、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。」とあります。本町においても、この理念を浸透させることを基本に事業を推進されているものと思います。

認知症とはどのような病気か。若い人が患うケースもあり、認知症の様々な症状を正しく知ること、的確な対応が出来、理解者の裾野を広げていけるものと思います。さらに、認知症の本人や介護をされている人の具体的な体験談は、とてもわかりやすく共感出来るもの

があります。

睦沢は3世代同居もしくは近隣に住む家庭が比較的多いと思えますが、若い世代や子供への啓発を進める上で、セミナー以外にもビデオや本の活用も有効かと考えますが、ちなみに中央公民館図書室には認知症図書は何点あるのでしょうか。伺います。

大人向けのセミナーなどでは、将来の自分を想像しながら参加する人も多いと思いますが、仕事と介護の両立という課題があります。このような心配を減らす意味でも、認知症を含む介護休業・休暇制度や事業主への両立支援助成金などを記したチラシを用意していただければ、安心して認知症を学び、取り組むことが出来るのではないかと思います。

ともあれ、睦沢に合った睦沢らしいサポート体制を町民とともに作り上げていきたいと考えます。本町における本年度の認知症予防対策やサポーターの拡大、認知症の人と家族の集いの場、カフェの様子など、現在の取り組みをお聞きします。

次に、中央公民館の図書室についてです。

本町の図書室は、規模は小さいものの一定の役割を担っており、町の重要な情報・教育施設の一つとして、町民の知的要望に応えるため日々努力されているものと推察します。そこで、本町の図書室が目指しているもの、目標なり誇りとするものは何でしょうか。そして、運営の上での工夫や改善している点、事柄について伺います。

さて近年、ITの発達に伴い電子書籍が普及し始めております。電子書籍は、従来の紙媒体とは別の特色を有しており、高齢者や障害を持った人への優しい機能を活用することが出来ます。また、ネイティブの音声付本は子供の英語学習を補完出来る面もあります。電子書籍を導入した場合、何よりも場所をとらず、いつでも24時間365日貸し出しが可能になるようであります。さらには、学校図書との連携が出来れば、幾つかの学習支援が展開出来るものではないでしょうか。電子書籍の導入について見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えをいたします。

私からは、1、認知症についての1点目、認知症を正しく理解する人を増やす活動やオレンジカフェ、共有する理解者の裾野を広げる取り組みについてお答えし、2点目の中央公民館図書室には認知症の書籍が何点あるのかと、2の図書室については、教育長からお答えをさせていただきます。

2015年に厚生労働省で策定した認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランでは、認知症

の方が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるための方策を総合的に推進していくこととされております。

本町では、認知症の予防では、いきいき脳の健康教室を、また認知症サポーター養成講座や家族介護者交流会を開催し、認知症に対する予防と病気についての理解者の拡大と支援に努めているところです。

いきいき脳の健康教室は、公文学習療法により、読み書きや計算などにより脳機能を高め、コミュニケーション能力の向上や身の自立について改善を図ろうとするものです。平成28年度は30名が毎週1回参加をされました。

認知症サポーター養成講座は、認知症の方への対応について、受講される方々にわかりやすく理解いただけるよう、事例を寸劇にして実施しております。この講座は、平成21年度から地区老人クラブ、民生児童委員の方などを対象に開催しており、平成28年度末までに認知症サポーター養成講座を受講された方は528名となりました。また、今年度は睦沢中学校の3年生や商工会の会員、消防署職員の方などを対象に開催する予定でございます。

家族介護者交流会につきましては、町社会福祉協議会の事業として毎月開催しております。また、今年は県が実施します「認知症の人と介護者同士の交流について勉強会」の開催を希望しました。今後も引き続き、認知症の予防と病気に対する理解者を増やせるよう折に触れ努めて参ります。

オレンジカフェについては、認知症の方やその家族が、地域の方や専門家との会話や相談により情報を共有し、介護者の精神的、身体的負担を軽減するための取り組みでございます。本町では、平成28年度より、北山田のデイサービス事業所こだまで実施していただいております。6月には地域公開介護講座も兼ねて4回目が開催されます。今回は認知症家族の会による講演が予定され、このような民間の取り組みも事業所にご協力いただきながら、認知症の方の外出の場と介護者の負担軽減のため、多くの機会が得られるよう努めて参ります。

認知症の方が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるためには、コミュニティーのつながりは必須となります。これは認知症の方のみならず、高齢者や福祉全般に共通しており、地域の皆様にご協力いただきながら、社会全体で支える地域づくりを進めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

初めに、認知症についての2点目、若い世代の認知症に関する啓発や、中央公民館図書室の認知症関連書籍数についてお答えいたしたいと思います。

まず、子供たちの気づきについては、土睦小学校では3年生と4年生の総合的な学習の時間の中で、社会福祉協議会から高齢者疑似体験セットを借用し、高齢者の動きづらさや高齢による行動の制限等を子供たちが身をもって体験出来る機会を設けてございます。また、中学3年生には、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、若い世代にも高齢者に寄り添った支援の心が育まれるよう努めております。

書籍を介した啓発という点では、中央公民館図書室で所蔵しております認知症に関する書籍は現在36冊でございます。また、この他広く介護に関する書籍は99冊でございます。

なお、図書室には、日本十進分類法に基づき棚を分類しておりますけれども、読みやすい本を探しやすいよう、関連したタイトルの本をまとめて並べるなど、より利用しやすい図書室を目指して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、2、図書室についての1点目、本町の図書室が目指しているもの、運営の工夫、改善点についてお答えいたします。

社会教育法に基づく図書館法の規定において、運営上の基準が示されております。その中では、利用者及び住民に対して、資料や情報の提供等の直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めることとされております。

本町の図書室は、図書館ではございませんが、この図書館法の規定を念頭に図書室運営を目指しております。これらの実現のために、昨年度には、図書室内の照明を改修し、本棚の向きや本の位置、分類表示等の見直しを行うとともに、閲覧席の配置換えにより、窓際の開放感のある景観で読書が楽しめるように工夫をするなど、大幅にリニューアルしたところでございます。また、タブレット型の検索機の導入により、必要とする図書を容易に手にすることが出来るよう、サービスの向上にも努めました。

今後は、購入図書のみでなく、地域に根付いた図書室として、地域資料についても情報提供出来るよう改善を図って参りたいと考えております。

さらに、図書活動の振興という点では、「おはなし“もこもこ”」という読み聞かせボランティアの団体が図書室と連携し、こども園や小学校に出向き、読み聞かせを行い、このたび永年の読書活動推進の功績が認められ、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。今後も、

このような活動の支援を続けるとともに、地域の生涯学習拠点として地域発展に貢献し、図書室としての役割を果たして参りたいと考えております。

2点目の電子書籍の導入についてお答えいたしたいと思います。

電子書籍を導入し、貸し出しサービスを行った場合、議員おっしゃるように、いつでも、どこにいても、いわゆる24時間365日、インターネットを通じて電子書籍の検索、貸し出し、返却等が可能となり、来館する必要もなく、また、文字の拡大や音声読み上げ機能などの活用により、高齢者が、また障害者へのサービスの向上につながるというふうに考えております。

この電子書籍の貸し出し等を行っている電子図書館は、県内では2箇所ございます。しかし、電子書籍サービスで提供されるコンテンツの少なさ、また高額な導入費用やランニングコストが必要な割には利用率が低いなど、課題もあるようでございます。導入に当たっては、今後の電子書籍市場の動向、県立図書館の状況等を見極めながら、検討して参りたいと考えているところでございます。

なお、本町図書室におきましては、障害のある方などに対する合理的配慮として、図書室内の書籍が容易に探せるようなタブレット検索機の導入や、図書室に職員や図書ボランティアが不在な場合は、呼び出しベルの対応で書籍を探すお手伝いを行うなど、サービスの向上に努めております。

この他、子供の英語学習につきましては、公民館図書室に昨年度、英語に限らず外国絵本コーナーを設置し、こども園、小・中学校図書室とも連携をし、活用を図っております。

今後とも利用者の声に耳を傾けながら、親しまれる図書室を目指して参る所存でございますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 認知症の対策は今推進されていると思いますが、これは毎年というか、数値目標のようなものというのはあるんでしょうか。例えばサポーターの数をこの位増やせとか、カフェの稼働率をこうしろとか、もしあればその辺をお聞かせください。

それから、図書室についてなんですけど、今後、地域資料を収集するということではありますが、資料館にも地域資料がたくさんありますが、その辺との連携、どのように、資料館については大きな問題ではありますが、図書室に限った上での地域資料について、ちょっとその辺。

それから関連ですけれども、3月の議会で、英語特例認定校が認められれば、来年から1年生から英語科を進めたいというふうなお話もありましたが、この見込みは今どうなってい

ますでしょうか。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 最初の認知症関係の目標等でございますが、具体的なことなので、担当課長からご答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 命によりお答えさせていただきます。

認知症のサポーターの研修の目標というか、設定についてでございますけれども、特に今年度どうしたいという設定はしておりませんので、特に目標というものは、今年何人にするとかという目標はございません。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 二つ伺いました。地域資料の活用、収集ですね、図書室の。これについては課長のほうからお答え申し上げます。私は英語特例認定校について申し上げたいと思います。

この3月31日に文部科学省のほうから学習指導要領が出ました。新しい指導要領でございますけれども、3年生、4年生から英語活動、5、6年生から英語ということで入りました。それを受けて本町では、来年の4月1日から、新しい睦沢小学校では1年生から英語の活動を取り入れようということで、特例校の認定を受けようと考えてございます。

8月までが締め切りで、今進めておりますけれども、1、2年生に1時間英語授業を増やすことによって、可能であれば、特例認定を受けなくても出来ますので、その辺のところを今調整中でございます。それが出来なければ申請をして特例校を受けて、来年4月から1、2年生も英語を行うことには間違いございません。その方向で考えております。

以上でございます。あとは課長のほうからお答えします。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えさせていただきます。

地域資料ということでございますけれども、現在、公民館側の図書室のところには、郷土の本のコーナーということで、千葉県あるいは房総地域等の郷土関係の書籍を集めたコーナーがございますが、地域資料ということで、もう少し睦沢町の歴史的なもの、あるいは行政的なもの、そういうような図書について、今、図書室の中では分散にして置いてあったりし

ていますので、その辺をまとめて地域資料というような、目につくような形で書籍をまとめたコーナーのようなものを作りたいと考えております。

先程おっしゃってございました歴史民俗資料館との連携でございますけれども、歴史民俗資料館のほうには、より詳細な、詳しい書籍が保存されているわけですが、必ずしも、小さいお子さんも含めまして、皆さんがいきなり歴史民俗資料館のほうに足を向けるかといいますと、そうでもないと思われまして、まずは図書室のところで地域資料をある程度のものをそろえておきまして、その中に、詳細なものについては歴史民俗資料館のほうに保存されていますというような、連携するような案内表示をして、より深い学びのほうにつなげていけるような体制にしたいと考えております。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 英語の授業が始まるということで、大変期待出来るものがあると思いますが、地域資料という点で、資料館の入り口の左側に、睦沢町の歴史をつづった10巻位の本がありますけれども、途中で一つ抜けているのがあるんですね。ああいうのというのは、やっぱり全部そろえることが意味があると思いますので、この辺になれば、誰か町民で持っている方がいらっしゃると思いますので、是非とも補充していただいて、全巻そろえていただければ、そういうものを図書室にも活用出来るんじゃないかなと思います。

それから、昨日の警察庁の発表によりますと、認知症の不明者が昨年よりも2割も増えて、年間で全国で1万5,000人ほどになっていると、年々増えているということであります。これは行方不明者ですね。そして非常に深刻なのは、行方不明者が発見された時点で、昨年は471名が亡くなっていたと、こういった事態であります。

今後、このようなことというのはどんどん増えてくる可能性があると思いますので、やはり睦沢みたいな非常に人間関係の濃いところ、そういったところをうまく生かして、ぬくもりのある充実したサポート体制をやっていただければと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） お答えは要りますか。

○1番（丸山克雄君） 資料をそろえていただければ結構です。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員、どうぞ。

久我議員。

○4番（久我政史君） 睦沢小学校の開校に向けての状況、地域の声を含めて、三つの点で質問させていただきます。

1点目は、町公共施設の活用、また改修の今後の見通しについて伺いたい。

平成30年度の睦沢小学校開校に向けて、各方面で準備が着々と進められていることと思い、教育委員会を始め大変苦労されていることだろうと思っております。

睦沢小学校開校、そして開校後の放課後学童の福祉交流センターから小学校への移動は決まっていると伺っております。瑞沢小学校の校舎及びグラウンド、福祉交流センター等の活用について伺いたい。

一つ目として、瑞沢小学校の閉校後の活用について、ワークショップでの話し合いは現在どのように進んでいるのか伺いたい。

次に、福祉交流センターの学童が移動した場合のその後の活用はどう考えているのか。また、福祉交流センターの老朽化も激しいと聞いておりますが、改修等をするのか、その辺の予定はどこまで進んでいるのか。

次、2点目です。

4月から運動公園の管理者の変更により、利用者から色々な声が聞こえてきております。私も、ふれあいスポーツクラブ設立からかかわってきた関係で、十分な活用がされることを期待していますが、その後どのように変化しているのか。管理者の変更により、体育館及びグラウンドの利用者はどのように変化したのか。ふれあいスポーツクラブの減るんじゃないかなどの予想もあるんですけども、その辺がどう変化したのかということ。

次、3点目は、民間工事の地域住民への周知について伺いたいと思います。

田んぼが埋め立てられて、大雨のとき、雨水が流れずに家の周りに水が来て、非常に心配であるという声がありました。いつの間にか知らないうちに埋め立てられて、近隣住民に特に連絡もなかった、どうなっているんだろうかということでもあります。

そこでお聞きしたいのは、工事の規模等、関係すると思います。届け出とか、回覧が回ってくるわけで、回覧の周知の規定はどうなっているのかを確認させてもらいたいと思います。それで色々違反があった場合にはこういう指導をしていますよと、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員の質問にお答えをいたします。

1、町公共施設の活用・改修の今後の見通しの1点目、瑞沢小学校の閉校後の活用、ワークショップでの話し合いはどのように進んでいるかというご質問でございますが、瑞沢小学校跡地利用の考え方については、冒頭の行政報告で申し上げたとおりでございます。当該施設の跡地利用については、住民が地域への愛着を持てるような活用をしたいと考えております。

具体的には、全町的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から、有効に活用していくことが重要であると思っております。そのような状況を踏まえた上で、今後の施設利用について検討していく考えでございます。

繰り返しになりますが、施設の有効活用を図り、町民はもとより、町外、県外などからの来訪者との交流、そのための農村地域である利点を生かした活用、例えば地域の皆さんから農業に関する豊富な知識をおかりしての農業体験や、地域の歴史文化体験などに対応する施設の拠点化、さらには体育館やグラウンドを活用した総合運動公園と連携したスポーツツーリズムの振興などがあるのではないかと考えるところでございます。

ご質問の瑞沢地区活性化プロジェクトでのワークショップでは、「目指したいまちの将来をつくるアイデアを考えよう」と題して、目指したい町の未来を作るには、どんな取り組みがあるとよいか、取り組み場所や担い手なども含めてアイデアを出し合いました。

そのアイデアとして、瑞沢の魅力を体験出来る場として、里山などの自然環境を活用した体育学習や健康づくり、使われない場所としての空き家や空き地を活用した田植え体験や野菜づくり、そして地域とつながる瑞沢の玄関としての小学校跡地利用では、学ぶ、つくる、集う、食べる、遊びという視点のもとに、料理教室や趣味の教室を始めとしたものづくり教室や、夕涼み会、宿泊、レストラン、スポーツの場としての利用、その他文化を継ぐお寺や地域のスペース等の活用など、多くの意見が出されております。

実現させるためには、スキルを持った協力者のサポートと地域の皆さん自身の参加が不可欠となるわけですが、小学校跡地利用には、これらのアイデアの全てを取り込むことは難しいかもしれませんが、出来るだけ意見を尊重した中で、学校施設という地域のシンボルを最大限に活用する方策、また維持管理費を最小化するための方策等を、民間のアイデアや力もかりながら推進して参りたいと考えますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の、福祉交流センターの学童が移動した後の活用予定、福祉交流センターの老朽化改修予定についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、学童保育については、来春に開校予定の睦沢小学校へ移転し、より利便性を高めた中で活動することとなりますが、引き続き、社会福祉協議会の事務局並びに様々な福祉活動等の場として使用して参りたいと考えます。

しかしながら、福祉交流センターは、1978年に保育所として建築され、39年が経過しており、老朽化も進んでおるところでございます。このため、昨年度に作成いたしました町公共施設等総合管理計画においても、施設の老朽化、利用状況、立地特性を考慮し、今後の活用内容を踏まえ、維持、転用、譲渡、廃止を含めた総合的な検討を進めていくこととしております。関係機関、議員各位のご意見を伺いながら早急に検討して参ります。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2、運動公園の管理者変更による利用状況などの体育館、グラウンドの利用者はどのように変化しているのかについてお答えをいたします。

ご存じのとおり、本年4月1日から新たな指定管理者であるスマートウェルネスパークむつざわ共同事業体による新たな指定管理が始まったところでございます。指定管理開始早々には、前指定管理者との引き継ぎが十分に出来ていなかった部分もあったことから、ふれあいスポーツクラブ会員とのすれ違いによる若干のトラブルがあり、5月になって、ふれあいスポーツクラブ役員との協議・連絡の場を設け、意見交換をさせていただき、現在、大きな問題もなく管理運営がされている状況でございます。

また、利用者はどのように変化しているかとのことですが、4月の状況では、前年度同月利用者数3,796人に対し137人増の3,933人の利用がされており、5月の利用では、前年度同月利用者数4,731人に対し595人増の5,326人の利用となっております。2か月間の合計を申し上げますと、前年度2か月間の利用者数8,527人に対し732人増の9,259人となり、108.6%の伸びを示しております。うち、ふれあいスポーツクラブ会員の施設利用は、前年度2か月間で4,570人に対しまして82人増の4,652人となり、101.8%の伸びを示しております。特にアリーナと野球場、多目的広場の利用者が増加している状況でございます。

また、今後の指定管理による事業展開に先駆けて、5月21日に開催されたオープニングイベントは、多様な町民の健康づくりやスポーツに親しむ機会を提供させていただきました。主にお子様を対象とした教室で、オリンピックの為末 大さんによるかけっこ教室、リアルマドリッド・スクール・ジャパンによるサッカーチャレンジを始め、大人を対象とした健康づくり教室や体力測定などを行いました。町内、町外から多くの方の参加をいただいたところでございます。

まだ新たな指定管理が始まって間もないということもあり、大きな伸びは見られませんが、今後も、平成32年度までの目標である利用者10万人に向けて、各種自主事業等の実施をしていくとしておりますので、大いに期待をしているところでございます。

続きまして、3、民間工事の地域住民への周知の工事の規模等により届け出や回覧による周知の規定、違反があった場合の指導についてお答えをいたします。

民間事業者が工事を実施する場合の行政の関与については、睦沢町宅地開発事業等指導要綱に定めており、主として建築物の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更を伴うものについて、開発面積1,000平方メートル以上の規模のもの、また、1,000平方メートル未満であっても、宅地分譲、建売分譲にあつては5区画以上、集合住宅にあつては5戸以上という規定がございます。

指導要綱には、設計基準や環境の保全といった基準が定められているとともに、宅地開発事業審査委員会の設置を定めており、開発事業の適正な施工を図るための審査を行うこととなっております。

また、届け出や回覧による周知の規定につきましては、工事の着手届や完了報告の届け出が必要であり、届け出のあった時点で地域への周知についてお願いをしているところでございます。

なお、違反があった場合には、ただいま申し上げました規模等に該当する場合は、適切な指導、勧告を行うこととなります。

また、違反宅地開発事業については、千葉県と合同で一斉パトロールを実施しておりますので、仮に違反開発等が発覚した場合には、強い指導、また勧告等を行うこととなります。しかしながら、当該規模等に該当しない工事などについては、町に協議をする義務がないため、小規模等の工事を把握することは難しいのが現状でございます。

今後、町単独でもパトロールを実施し、可能な範囲での民間工事の状況把握に努めたいと思いますので、ご理解を賜るものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今、色々お答えいただきましたけれども、小学校の利用に色々なことを計画、今お聞きして、どれをやるかと。その中に、私、色々なことを考えるときに、道の駅の保田小学校に行ってみたんですよね。あそこ、教室を泊まるように何か考えていて、この町で、今、宿舎を建ててという話を伺っているんですけれども、その宿舎をそのところに

利用出来ないのかなど。あの辺が利用出来ると色々なことを、またうまくいくのもあるんじゃないかということで、命令は出来ないんだけど、こういう考えを考慮してもらえないかとか、その辺は言えるんじゃないかと思うんです。ああなるほど、じゃやってみようとか、その辺、お金のかかることですから、考慮してもらえればありがたいなということを考えています。

それから、福祉交流センターの跡地のこと、今お聞きして、下手をすると撤去することもあり得るというようなことですが、その撤去するときには、直して使えればいいんだろうけれども、撤去するときには、今まで利用していた人がいるわけですから、その利用者は、例えばこの人たちはここを利用出来ますよとか、こういうところを考えていますよと、その人たちの不安を取り除いてから、あるいは出来そうだと検討して取り壊すと、もしそういう必要があればですね。その辺を是非お願いしたいということ。

それから、運動公園のことを聞いて、心配していたのがうそみたいにうまくいっていると、取り越し苦労であったかなど。色々話を聞いていて、どうなっちゃうのかなど。トラブルも少なく、5月に話し合っ解決したと。早い解決でよかったのかなと思っています。

私も、どういう管理というか、簡単なことなんですけれども、例えばトイレが屋外に二つ、ああいうところを、あれは多分管理だろうと。一般的に利用者が、今日の利用者は誰だと、非常に汚れていたときに、その人に指導をしていいのか、指導もなくて、汚れたら管理者が全部やるんだと。何かちょっとその辺が私に、管理者というのは、そこが汚れていたら、協力してくださいよとかそういうことを言ってもいいんじゃないかと。汚れていて、管理は何やっているんだみたいな話もちょうと聞くので、その辺を、ちょっと協力してくださいよとか、どういうふうに汚れているのかわかりませんが、トイレというのは色々バロメーターになりますので、その辺を利用者と管理者との話し合いもしてもらえればなと思います。

それから、最後の規則のことを、先程1,000平方メートルとか色々お聞きしました。そういう規則があって、そのところを違反とか、そういうのははっきりするわけですね。そういうのがはっきりしない、要するに該当しない小さい規模といいますか、そういうところは、私も現場を見に行っ感じたんですけど、いつかの大水のときにも、町がここを対応してくれましたというようなところで、ここまで対応しているんだなということで、ある意味では満足したんですけど、周りがどんどん埋められてしまうと、私だけが1軒だけこうやっていたんだけど、もうどうにもならないから今年耕作をやめましたと、こういうことはこれから必ず増えるのは間違いないと。耕作を依頼されるほうは、非常にいい場所なら

ば受けるけれども、そうでないところは受けないと。私も営農組合に関係していて、出来るまでやったらやりますよとか、水の管理が悪いから駄目だとか、断ったら営農組合を抜けたとか、これが実情だと思います。

そういうことで、小規模のところを、今まで埋めちゃったのをどうのこうのは仕方ない。これから埋めるところは町のほうでちょっと気になるなど。住民はやっぱりどうしていいかわからないですね。ただ誰か埋めているとかそんな感じでありますので、小規模でも町のほうで何か気になったら、面積が小さくてもちょっと話しして、どう考えているんですとか、そういうところで進めてもらえれば非常にありがたい。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず総合運動公園の関係でございますが、総合運動公園の指定管理を新しく定めるときに、あそこの施設内に合宿所を設けたいという申し出があって、数年のうちにやりたいというお話がございました。

先程、議員からご提案のありました瑞沢小、これを有効活用出来ないのかということで、実は私どもも色々検討しているというお話をさせていただきましたが、そういったことで、当然、私のほうも、総合運動公園の指定管理者にも、こういう施設があって、これの跡地利用を検討しているんだというお話をさせていただいております。そういったことで、今、瑞沢小も含めた、先程触れましたけれども、スポーツツーリズムの振興というようなことで、議員おっしゃるようなことも当然考えられますので、それらを含めて今検討させてもらっております。

そうすれば、わざわざ今の総合運動公園に合宿所をつくらなくても、その分お金が浮くはずでございます。そうすると、結果的には町の指定管理料にはね返ってくることも考えられますので、より効率的なことを求めていきたいなど。そういった中で瑞沢地区の活性化につながるが一番いいなというふうに考えますので、議員のおっしゃるとおりだというふうに考えておりますし、またそういう方向で検討させてもらっております。

それから、ふれあいスポーツの利用がということでございましたが、当初、ふれあいスポーツの会員さんの利用について厳格に運用していたというようなことから、多少トラブルがあったということでございますが、逆に、厳格化したことによって、利用する方々も認識をしていただきましてきちっとする。今まで、ふれあいに入っていなかった方もそのまま何となく使っていたというものが、ちゃんとふれあいに入って利用するというようなことから、

ふれあいの利用者が増えてくるという一助になっているかなという気もしております。

そのようなことから、今後、特にスポーツツーリズムというようなことで、そこを利用する方々が、やっぱり運動の聖地としたいというような意向もあるようでございます。そうすると、当然そういうところに車が乗り入れだとか、あるいはそこでたばこを吸っているだとか飲食をするだとか、そういうものが果たしてどうなのかということもあるようでございますので、ここら辺についてはまた十分検討しながら、あるいはまた代替施設をどうするのかとかということを含めながら、先程申し上げました、31年でしたか、利用の拡大に努めて参りたいというふうに考えております。

また、屋外のトイレの掃除の関係でございますが、ここら辺についても新しい管理者とも十分協議をしながら、皆さんが、使う方がやはり気持ちがいいほうがいいわけでございますので、使ってくれる方のご協力を求めながら、よく協議をしながら進めて参りたいなというふうに思っております。

次に、福祉交流センターでございますが、先程も申し上げましたように、維持あるいは転用、実は転用についても、町内のある団体のほうに利用出来ますかという問いかけをしてあります。こちらについては8月中にはめどをつけたいということでございますので、そちらの結果が出ましたら、そちらの意見を尊重しながら進める。あるいはちょっと利用は難しいよということであれば、先程申し上げましたように、維持、転用、譲渡、廃止を含めた総合的に検討して参りたいと。

しかしながら、議員のおっしゃるように、既に住民があその場所を福祉交流センターとして色々利用しております。そういったことを含めて、来年の4月からすぐ廃止をするということなく、そこら辺を十分PRしながら、住民に余り不便をかけないような形で、次の体制を目指していければいいなというふうに考えておるところでございます。

それこそ廃止というのもあるというお話をさせていただきましたが、これにつきましては、やはり町も人口が減ってくる、そういった中で、公共施設の面積を絞らざるを得ないのかなというのが一方にございます。そういうことを含めて今検討させてもらっておりますので、状況が見えたら、また議会にも報告しながら、皆さんの意見をいただきながら、進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、民間工事、規模の小さいところについては、開発指導要綱ではさわれないところもございまして、一方、議員がおっしゃってございました農地の埋め立て、これは客土事業と申しますが、これについては、客土をやる場合には農業委員会に届け出が必要ということにな

っております。これは町部局ではなくて農業委員会になりますが、町としましても農業委員会とも連携をとりながら、適正な指導、あるいはまたその届け出があった場合の周辺への周知等も行って参りたいなというふうに考えておりますので、またご指導いただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今お聞きして、私はこれからに期待をしたいなということで、一番最初に大事なことは住民中心だということを念頭に置き、お金のことを、これこれこういうわけで、こんなにかかっちゃうから無理だからとか、その辺をわかりやすく、理解を求めるといふのは隠すことじゃないので、そこをはっきりしてくれたほうが、より住民を説得しやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） これで、4番、久我政史議員の一般質問を終わります。

議会運営委員の皆さんにご連絡をいたします。

この後、11時50分から正副議長室において委員会が開催されますので、委員の皆さんはお集まりください。

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

（午前 11時45分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 午前中の丸山議員の一般質問の答弁について、訂正がありますのでお願いをいたします。

福祉課長からご報告させていただきます。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） それでは、午前中の丸山議員の一般質問の中の認知症サポーターの目標の人数につきまして、特に定めがないということでお答えをさせていただきましたけれども、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の中で、地域包括ケアシステムの構築について、認知症のサポーター養成講座の実施につきまして目標の定めがございました。

目標につきましては、平成27年度が実施回数2回、参加延べ人数が50人、28年度が4回、延べ人数が100人、29年度が実施回数が6回、参加延べ人数が150人と計画しております。なお、これに対します実績は、平成27年度が3回101人、28年度が1回50人となっております。

おわびして訂正をさせていただきます。今後も認知症の知識の普及啓発に努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

それでは会議を続けます。

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されております。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告願います。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） ご報告いたします。

先程の休憩中に、正副議長室において、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日採択されました陳情2件についての意見書提出に関する発議案2件の取り扱いについて協議を行いました。その結果、意見書提出に係る発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することといたしました。

よろしくご協力のほどお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（市原重光君） それでは会議を続けます。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） これより、一般質問を継続して行います。

次に、5番、田邊明佳議員、どうぞ。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

一つ目、農業について。

集落営農型農業の推進に向け、平成25年度に創設された農業活性化推進基金ですが、25年度末で残高は3,000万、26年度末に8,000万、27年度末で9,400万、28年度、29年度はちょっと残高を把握しておりませんが、28年度、29年度の予算書を見ると積み立ては微々たるものでございます。活用も27年度は500万ほどの取り崩しがありましたが、記憶違いでしたら申し訳ございませんが、それ以外はほとんど活用されていないようです。基金をどう活用してきたか、これからの活用についても併せてお答えください。それと、積み立てはどのようにしていくのか、町のお考えをお聞かせください。

睦沢町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」では、集落営農を「集落ぐるみで楽しみながら農業が栄える営農環境の構築を支援していくことで、農業の振興を図り次世代へ引き継いでいきます。」としていますが、もうからなければ誰もやりたくありません。私の実感としては、稲作では1人につき7町歩なければ、経営、生活を支える手段として成り立ちません。20町歩だと3人ほどしか養えません。これはあくまで1人の計算ですが、現状はどうなのでしょう。次世代へ引き継いでいけるのでしょうか。

町管理道路の草刈りについて、以前にも質問しましたが、町が本来管理すべき道路ですが、農地に隣接している箇所については農家の負担が大きいです。一例を挙げますと、働き手が3人、年間約40日草刈り業務に携わり、草刈りだけで年間人件費が120万円。トラクター草刈り機の損料を町を参考にした金額で算出しますと年間56万円、燃料費が概算で6万8,800円、細かいところは除くとしても年間合計182万8,800円で、道路から畦畔部分の町の杭までが全体の30%として、年間54万8,640円が町管理道路のために出ていく計算になります。その金額は大きく、経営を圧迫するだけでなく、高齢者の働き手しかいない農家では、意欲をそぐ作業ともなっております。

町長は以前の答弁で、農業活性化基金の活用は、電柱の占有料も検討すると申し出ておりましたが、その気配もなく、また最近では、多面的機能支払交付金事業の制度を活用しながら協働でとしています。現状は依然農家の負担が大きいです。町はそれについてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

二つ目、新たな道の駅について。

農業と道の駅の連携による持続可能な生産販売体制づくりは3年目となります。新たな道の駅のオープンは平成31年9月と、もう間がありませんが、生産販売体制づくりは万全でしょうか。道の駅は現在、全国的に地元の農産物の直売が一つの目玉になっています。立派な施設を造っても中身が伴わなければ何の意味もないかと思えます。私は、現在の道の駅の一生産者として出荷しておりますが、この取り組みによって生産者が増え、販売が飛躍的に向上したよという話も聞きません。新規の生産者も、もともと他に出荷していたような方が多いと聞きます。

農業塾も、私が見たところ高齢者が多いように見受けられましたが、現在の参加者の年齢層はどうなっているのでしょうか。農業塾のこれまでの回数とそれぞれの受講者数、何人で延べ人数何名で、実人数の数は何人であったのか教えてください。また、この取り組みによって新規に就農した方はいるのでしょうか。

また、後で出て来る議案に関連しておりますが、要求水準書で農産物小売り、物販施設では主として、本町及び周辺地域で生産された農産物等を販売することとしていますが、商品が足りなかった場合の仕入れ先とは特に明記されていませんでしたが、現在の直売所でも売るものが不足しがちな中で、どうしても要りようなものについては仕入れていますが、新たな道の駅ではその点については十分に足り得るとお考えでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員ご質問の1、農業についての1点目、農業活性化推進基金の積極的な積み立てと活用についてをお答えいたします。

まず、農業活性化推進基金の活用状況ですが、平成27年度に集落営農組織の法人化に向け、集落営農組織等設立支援事業として、岩井第二営農組合に10万円、上市場営農組合に8万7,817円を全額基金から交付いたしました。また、同年度に農地中間管理機構を活用した農地集積推進のための農地集積促進補助金交付事業として、川島地区に1,090万4,400円、寺崎地区に1,253万1,600円が交付され、基金からは520万8,000円を支出いたしました。平成28年

度につきましては、集落営農組織の法人化に向けて、前年度同様、岩井第二営農組合に10万円、上市場営農組合に7万3,996円を全額基金から交付いたしました。

また、基金積み立てにつきましては、平成25年度末に3,000万円、平成26年度末に5,000万円、平成27年度末には2,000万円の積み立てを行い、現在、9,440万7,712円の積み立てとなっております。

私は、就任以来、集落営農を推進し、従来あった二つの営農組合に加え三つの組合が設立され、現在も二つの組織が設立に向け準備されていると伺っております。集落営農を進める上で重要なことは、いかにして組織のリーダーを見つけ育てるかということであり、今後も次世代を見据えた新たな営農環境確立のため、本基金を有効活用し、町農業の活性化を図って参りたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りたいと存じます。なお、今後も基金の積み立ては実施をしていく予定であります。

次に2点目の道路等の草刈りについてお答えいたします。

現在、多面的機能支払交付金事業を睦沢町農地・水・環境保全管理協定運営委員会が町全域で取り組んでおります。本事業は、地域の農業者と地域住民による共同活動によって、良好な自然環境の保全等を図ることを目的としております。活動参加者については地区ごとで様々だと思いますが、基本的には、農家と地域住民が協力して作業等を行うこととなっており、地区内での話し合いをお願いしたいと考えておりますので、引き続きご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、2、新たな道の駅の体制づくりについてお答えいたします。

農業と道の駅の連携による持続可能な生産販売体制づくりは、平成27年度から始めておりますが、年を重ねるごとに参加者が増えている状況でございます。特に昨年度、28年度から実施している農業塾は、座学と実習から構成されており、基礎的なことから高度なことまで幅広く学ぶことが出来、道の駅への出荷者だけでなく、農業に興味のある方が気軽に参加出来るような形をとりました。年度末までに9回開催した農業塾への参加者は延べ387人、また、2回開催した農産物講演会「秋冬野菜の売れ筋品目の栽培と農産物を売るための工夫と実践」には52名が参加し、3回行った加工品調理実習には45名の参加がありました。町内多くの方が、農業あるいは新しい道の駅への関心を持っていただいているのではないかと考えるところでございます。

その他にも、道の駅の運営者及び生産者の代表者との協議や来客アンケート、他の道の駅の視察などを実施しております。また、今までに実施した講演会や農業塾で取り上げたトウ

モロコシ及び黒豆の栽培について、自主的につどいの郷むつざわが主催者となり、農業事務所に講師依頼し、本年度5月に入ってから2回講習会を行い、73の方が参加しており、現道の駅運営者側としても機運が高まっているものと思われま。

農業と道の駅の連携による持続可能な生産販売体制づくりは、29年度も新しい道の駅オープンに向けて継続実施するものでございますが、実施内容については、例年行っております道の駅の運営者及び生産者との協議や、道の駅における出荷指導を始め、新たな特産物の定着を図るための実証研修や、就農してから日の浅い農業者への巡回による集中指導、地域住民を主体とした加工品生産プロジェクトなど、多彩なメニューを行って参ります。

既に巡回指導には、岩井第二営農組合、上市場営農組合、大北営農組合が手を挙げております。その他、個人の方についても希望者を募集しており、多くの方の参加が期待されます。また、本議会にはスマートウェルネスタウン事業の事業契約を上程しており、本議会で承認をいただけたならば、新たな運営者の提案に沿った内容でプロジェクトを進めて参りたいと思ひます。

今までは、新しい事業者が決まっていなかったことから、はっきりとした運営方針が見えなかったため、出荷者等にも不安があったのではないかとということもあり、本プロジェクトに積極的に参加することに戸惑いがあったことも否めないと思っております。今後、新しい運営者と十分な協議を行いながら、生産者などには十分な理解をいただくとともに、その運営方針に沿ったプロジェクトとして、さらに進化させていくことで、オープンまでに万全の体制を確立させたいと思ひますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、新たな動きといたしまして、上市場地区に太陽光発電プラス農業生産法人による畑の栽培というようなことも、今、動きを始めております。また他にも、農業生産法人による農産物の生産ということで、ここら辺についても、そこで出来たものを是非新しい道の駅で販売したいという話も入っております。

ということで、町内の農業をする方にはもちろんでございますが、新たに睦沢町で農業を始めたいという方にも、この道を開いていきたいと考えておりますので、よろしくご支援をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 最初の農業についてですが、3団体設立してと、それで10万前後の基金を使ったということでございますけれども、今答弁なかったんですけれども、基金は積み立

てていきますけれども、どういうふうな形で有効に使っていくのかというご答弁が漏れていたような気がするので、それはお願いいたします。

きちんと施設をそろえるとなると、農業をやるとなると3,000万から5,000万とか軽くかかっちゃうんですけれども、今1億近くありますけれども、それもすぐなくなってしまうと。本当に強力に進めるなら、もう少し気を配ってもいいんじゃないかと私は思います。

それで、これまで、先程も言いましたが、新規に三つ営農組合が出来ましたけれども、長生農業事務所普及課の設立情報では、28年に出来た営農組合では、個々の営農を継続し、個人の機械や施設を有効利用しながら、耕作出来なくなった土地を組合が受託し、農地の保全に努め、農地を集積し経営基盤を強化するとあります。そういった形ですと、もともとそれなりに大きくやっていた、やってきた方の機械や施設を持っている方の負担が大きくなってしまって、それで実際、最近聞いた話なんですけれども、営農組織の中でも、今まで比較的それなりの規模で耕作してきた方が、ちょっと負担が大きいと、そういう悲しいお話も聞いております。

そういったことから、もう少し早目早目に、もう高齢化も進んでおりますし、タニシやイノシシの被害や天候不順によって、ますます営農が厳しくなっている本町の稲作農業なんですけれども、もうちょっと集落営農を町が手助け出来る所を手助けする、そして発展させていくという考えを持ってもいいんじゃないですかね。今のところだと、とりあえず設立しましょうというようなふうにはしか見えません。それをどう発展させていくか、町はどう考えているのか、ちょっとお聞かせください。

あと草刈りですね。草刈りは、ある区では、ゴミゼロ運動の前にこういった通知を区長名で出します。「農地隣接排水路及び路肩の草刈りのお願い。今年のゴミゼロ運動が来る5月28日に実施されますが、区におきましても全区民挙げて実施します。つきましては、非農家の方もおりますので、農地隣接の用排水路や路肩について、あらかじめ草刈りをお願いします」だそうです。

ですが、多面的機能支払交付金の趣旨は、農水省ホームページによると、「近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、

農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しとします。」とありましたが、先程の区のような認識ですと、地域で支えるどころか、農家が支えなければならないのかと思わざるを得ません。実際大きくやっている方が、手が回らずにそのままにしておく地域で悪く言われたりもしています。町ではきちんと趣旨を説明して指導すべきではないでしょうか。

道の駅ですが、答弁漏れがあったようなので、あの3箇所の年齢層はどうなっているのでしょうか。また実人数の数、これを教えていただきたいんですけれども。あと、新規に就農した方というのはいらっしゃるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 集落営農の関係でございますが、やはり集落営農を進めるためには、今現在そこで農業で暮らしを立てている方もおります。しかしながら、これがいつ崩壊するかわからないというようなことから、まず組織を立ち上げて、それから、自分の所得は自分のものにしたいということもありますので、そこら辺を加味しながら、まず組織を作ると。それで次の段階として、今の機械が駄目になる、あるいは言い方は悪いですが、人が駄目になるといった中で、その組織が今度は重要性を増してくる。そうすると、議員のおっしゃるとおり、ハード面の整備が当然必要になってくるということで、物事には順番があると思います。いきなりハードといっても、いきなり借金を出来るわけではないしというようなことから考えますと、議員が言っているように徐々に進めているというのが現状でございます。

ということで、先程も申し上げましたが、まだまだ基金が十分と思っておりませんので、今後も当然基金は積み立てておいて、状況を見ながら、それに合わせていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の道路等の草刈りでございますが、睦沢町は、議員ご承知のとおり、多面的機能支払交付金事業、これを当初から町全域でやっております。これについては、睦沢町農地・水・環境保全管理協定運営委員会が主体となって実施をしておるところでございます。そこに町も当然ながら町負担分を入れながら、その協議会に国・県・町がお金を拠出しながら、地域住民を巻き込んでの共同活動を行っていただきたいということで、先程申し上げましたように、地区内での話し合いをお願いしたいということで、この事業を進めて参っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

具体的な数字等については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきたいと思います。

まず、農業塾等々への参加人数、実数が幾つかということでございますけれども、ちょっと統計がここにありませんけれども、他のところで最大参加したところによりますと、60名位が参加している回があるということでございますので、その実数としてはそれ以上ということになるかと思えます。70名から80名位ではないかということでございます。

それと、年齢層でございますけれども、先程も町長の答弁でございましたけれども、新しく就農するというよりは、定年帰農者という形のほうが多いのかなという気がしております。それと、今までも農業をやっていた方が当然来ているわけでございますけれども、新たな産品、そちらを作るということの中で、農業塾に参加されているという方が多いと思えます。したがって、60歳以上の方がほとんどだということでございます。

それともう一つですけれども、道の駅への出荷、これはちょっと聞かれていなくて申し訳ないんですけれども、田邊議員が言っていたように、今まで農業をやっていた人がまた参入してきているんじゃないかということでございますけれども、こちらのほうの新たな出荷数でございますけれども、28年から29年の中で町内で10人、そして町外で3人の方が新たな出荷者になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） 最初ですけれども、物には順番があると。順番があるといひましても、皆さん高齢化が進んでおりますので、ばたばたそうこうしているうちになくなっちゃうんじゃないかと思うんでございますけれども、そうなる前に何か手だてをしてくださいと私は申し上げております。

また、草刈り、地区内の話し合いでおっしゃっていましたが、地区内の話し合いでは何だかおかしなことになっているから、口を出したほうがいいんじゃないですかねと私は言っているのでございます。とりあえず区によっては、その趣旨が本当にわかっていらっしゃらないような気がいたします。そういったところも、町がかんでいるんですから指導等は出来るはずですよ。そこのところはよろしく願いいたします。

実人数78から80と、はっきりしないような感じではございますが、余りはっきり把握していないというような感じでございますね。

定年後の帰農者が多いという話ではございますが、それでなりわいとして成り立つような方が何人いらっしゃるんでしょうか。それをちょっと教えていただきたいんですけれども、

年間、毎年1,000万近く使って、3年ですよ。もうちょっと増えてもいいじゃないかなと私は思うんですけども、やっていることに異議があるわけではないと思うので、そこら辺はもうちょっと、まだ間がありますので頑張っていたきたいと思います。

あとは議案で言いますので、お願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず集落営農でございますが、当然、営農組合を設立したメンバーについては、主力者といえますか、定年を超えたような人たちが中心でございますが、この営農組合を設立するに当たって、その後継者と思われる若い方たちにやってくれといった団体もございました。しかしながら、その答えは、まず今やっているあなたたちの世代で形を作ってください、そうしたら次はちゃんと我々が引き継ぎますから大丈夫ですよ、ですから立ち上げてくれということも伺っております。

ということで、次につながる組織を作っていただいておりますというふうには実感をしておりますので、議員ご心配をいただきましたけれども、そういう形での団体も幾つかは聞いておりますので、そこら辺は、組織を作ったことによって潤沢に回っていくのではないかなというふうな期待を非常に込めております。そのようなことで進んでいきたいというふうに思っております。

それから、多面的機能支払交付金でございますが、議員おっしゃるとおり、当然、町でもお金を出していますので口は出せるというふうには考えます。ということで、担当課にも、年に何回か会議をさせてもらっておりますが、国の趣旨を十分徹底出来るように指導をしていただきたいと思いますというふうに、また再度指示をしたいと思います。

それから、新たな道の駅のほうでございますが、先程も言ったように、既存の農業者あるいは既存の町民については、なかなか新しいことをやるというのは腰が重いということがあります。ということで、先程申し上げましたように、他から入ってきた農業生産法人が色々な試みを今始めております。それも1社だけではなくて数社、そういう関係で入ってきております。この辺についても担当課のほうで十分指導をしながら、睦沢町に本拠地を置いて進んでいくということを進めております。

よく、よそ者、若者、何とかと言いますが、そのようなことで、当然、中の住民にも農家の方々にも、先程担当課長が言ったように、これからどんどん広げていってもらいたいと思いますが、また、耕作放棄地を新たな農地として進めていく体制を、違う農業生産法人を使

いながら、使うと言うと大変語弊がありますが、お力を得て、睦沢町の環境を整備しながら、道の駅に貢献出来る方法を模索していきたいということで、今努力している最中ですので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第6、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日付にて専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものでございます。

主な改正は、固定資産税の課税標準の特例についての規定、個人の町民税の控除対象配偶者の定義変更による規定の整備、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する減額の申告についての規定、軽自動車税のグリーン化特例を2年延長する規定の整備等でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして、承認第1号の主な改正内容についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案審議資料の1ページをお開き願いたいと思います。

1 ページの主な改正内容に沿ってご説明申し上げます。

まず、固定資産税の標準課税でございますが、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する課税標準の特例についての規定でございますが、現行制度では、災害が発生した際に税政改正を行っておりますが、近年、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安解消を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく対応する観点から、これまで地方税法の改正により手当てをしてきた対応の中で、あらかじめ手当てをしておくことが適当なものについて、規定を常駐化する改正を行いました。

具体的には8ページお聞き願いたいと思います。8ページの第61条第8項で、震災等により滅失・損壊した償却資産にかわるものとして、市町村長が認めた償却資産を取得した場合は、取得後最初の4年間、課税標準額を2分の1とする改正を行いました。

また、住宅用地につきましても、10ページにありますけれども、74条の2においても、震災発生後4年間、住宅用地と見なす改正を行いました。

続きまして、わがまち特例の割合を定める規定でございますが、また8ページのほうにお戻り願いたいと思います。

61条の2では、家庭的保育事業所及び居宅型保育事業所においては、固定資産税の特例措置がなされておりますが、今回の改正において、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の改正によりまして、市町村条例で、地域の実情に応じ、2分の1を参酌し、3分の1から3分の2において条例で規定することになりましたが、町は従前同様の2分の1で規定をいたしました。また、事業所内保育所においても、子ども・子育て支援法に基づき、国の補助を受けた者が行う場合につきましては、29年度から3年間、同様の特例措置が受けられるよう改正を行いました。

次は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等ということで、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定整備ということで、12ページをお聞き願いたいと思います。12ページの附則第5条において、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めました。

続きまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者の申告といたしまして、耐震改修等が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定いたしました。

これにつきましては、16ページをお聞き願いたいと思います。附則第10条の3第9項及び第10号で、平成28年度より、増改築等においても長期優良住宅認定制度が開始され、耐震改修工事及び特定熱損失防止改修工事（省エネ改修）を行い、長期優良住宅の認定を受けた住

宅につきまして、工事が完了した翌年度分に限り減額割合を3分の2に拡充する規定を行いました。

続きまして、軽自動車税の税率の特例、軽自動車税のグリーン化特例について2年延長するものにつきましては、17ページをお開き願いたいと思います。附則16条で、消費税10%の引き上げ時期が平成31年10月に延期されたことにより、軽自動車税のグリーン化特例について、燃費基準のプラス10%の重点化を行い、2年延長する改正を行いました。

また、19ページをお開き願いたいと思います。19ページの16条の2では、燃費性能について、偽りその他不正の手段で国の認定取り消しを受けた場合の不足額の納税義務者は、当該申請人、要は自動車メーカーとする規定及び不足額に加算金10%をするということを定めしました。

その他は関係法令の改正に伴う条項の整備等でございます。

以上で、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 固定資産税の課税標準の問題ですけれども、東日本大震災の状況を見ても、結局、個人資産は個人のものだからということで、なかなか支援が受けられないという実態が明らかになりました。ここの規定で、ただいまおっしゃいました固定資産税が災害等によってなくなって、個人がそれにかわるものを買うわけですよ。つまり全く個人の責任でない災害で起きた場合も、軽減はするが固定資産税そのものはかけるというシステムのお話しですよ。

だからそうなる、確かに固定資産税は自治体のほうに入りますから、自治体としては幾らでも欲しいわけですが、本来の考え方からいうと、国がそこは町にもその分の補填をして、この分の固定資産税は取らないと、それは期限はあるとしても、そういうのが本当に住民に優しい、国民に優しいという仕組みではないかと思うんですけれども、その辺の考えにならなかったというのは何で、国じゃないからわからないか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今のご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、国の制度でござ

いますので、それに基づいて改正をさせていただいております。

確かに議員おっしゃるとおり、全額免除ということであれば、本当に被災した方は助かるかと思いますが、とりあえず国で統一的に出しておりますので、まずこれに合わせるという形をとらせていただきましたので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 福島大震災で、私が知っているそば屋さん、すごい熟練のそば屋さんで、結局、原発で逃げざるを得なくなって、いつかは帰れると思っているんだけど、色々な機材、高価な機材がそのままにされていて立て直しが出来ないと。立て直しをするときは莫大な金がかかると。そこでも金がかかるのに、さらに税金も、多少まけてやるけれどもやれという、そういう実態を見た場合に、私は、これは町に言うことじゃないですが、もうちょっと温かくしてほしいなという感想であります。

それから、控除対象配偶者の定義変更ですけれども、例えば、配偶者が高齢になった親の面倒を見なきゃいけない。同一生計内でやらない期間が1年とか2年とかあるとした場合に、そういう場合は、これは定義の変更から、これを受けられないのかどうか、そういう場合。それは同一世帯じゃないんだから、今までの制度では駄目だよというふうになってしまうのでしょうか。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 今回の改正は、同一世帯じゃなくて生計でございますので、世帯が別といたしましても生計を一つにしているということになれば対象配偶者になるということになります。あくまでも住んでいるということではなくて生計を一つに、一緒に住まなくてもその方の生計、お金の援助等々しておれば、それは同一生計という形になりますので、今までと同じ感覚でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） わかりました。つまり、奥さんが働いていないとして、ご主人の部分のお金で親のほうの面倒を見ているといった場合には、これに当てはまらないということですね、ここの規定にはね。つまり今までどおりの形になるという理解でよろしいと思うんです。

それともう一つなんですけれども、グリーン化特例ですけれども、これは知らないで買うわけですね。燃費の問題で大丈夫だろうと思って買ったと。三菱だとか何かありましたよ

ね、大事件が。ところがこの基準に入らないといった場合に、本人は特例を受けた部分の税を払えばいいということですよ。その確認。あとは企業が払いなさいと、プラス何かで、ということですよ。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） これにつきましては、納税者の方については、グリーン化特例の納付書を発行するというで納めてもらいましたが、その後に燃費偽造が発生した場合については、偽造後の新しい納税になりますので、その不足分を納税者が払うのではなく、メーカーが払ってくださいということでございます。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 町税ですので、関連しまして固定資産税なんですけれども、以前調査漏れがあったということで、予算委員会でも前の課長さんに、もう調査漏れはありませんか、大丈夫ですかとお聞きしたんですけれども、いま一度聞きたいのと、あと償却資産も申告者頼みなどところがあるので、そこら辺は大丈夫ですかということを伺いたいです。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 要は固定資産税、家屋等につきましても、前の確か議会等でもお話ししたとおり、また調査のほうを本年度少しずつやっていきたいと思っております。また、償却資産についても申告でございますので、その申告のときの状況、または提出してもらいますので、あと確定申告等に来たときに、再度確認をするような形で行っていききたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第7、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成29年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

本改正は、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更です。その軽減判定の所得の基準について、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は1人当たり26万5,000円から27万円に、2割軽減は1人当たり48万円から49万円にそれぞれ引き上げるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 国保税については全体の税が上がって、今回は大丈夫そうなこともおっしゃっているんですが、こういう高い国保税でありますから、是非軽減をしていただきたいと思っておりますが、この資料でいいますと、軽減の5割軽減、2割軽減ですけれども、

どの位の人数増を試算されていますか。それから、金額的にはどの位の町のマイナスになるということになりますよね。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 今、29年度の保険税については計算しておりますので、正確な数字はまだわかりませんが、平成28年度につきましては、国保加入が1,466世帯ございまして、そのうち軽減世帯が782世帯、53.3%となっております。5割軽減世帯が230世帯、2割軽減世帯が176世帯、合わせて406世帯ということでございますので、今回の改正によりまして、その数が、軽減する数が増えると思えますけれども、29年度の保険税については算定しておりますので、その金額等については、詳細についてはもう少しお待ち願いたいと思います。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 陸沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第1号 平成29年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 平成29年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、580万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億1,880万円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明を申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、当初予算編成後に町社会福祉協議会の運営上事務局長が必要となったことにより、町社会福祉協議会補助金を追加いたしました。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、当初、臨時の保健師を予算計上いたしましたが、臨時の事務員を採用することで保健師の事務を軽減し、全体的な業務の調整をしたため、追加をするものです。

9款4項1目こども園管理費につきましては、こども園送迎バスの運行のさらなる安全を確保するため、バックモニターを設置することといたしました。

歳入につきましては、財政調整積立基金の繰り入れにより一般財源を調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 町の保健師さんは本当に一生懸命やっけていらっしゃる方が多くて、私は職員の皆さん頑張っているところだと思います。

この事務員の方の臨時雇いですけれども、具体的に保健師さんのどの部分がこれによって軽減されるのでしょうか。私は従来から、色々な教室とか何かに出るのも物すごく大事です。非常にいいことだと思っておりますが、個人宅、それで色々な状況を把握出来るという保健師さんの仕事も重要だと思っているわけですが、どこの部分がそれによって、より保健師さんが活動しやすくなるというふうなことでしょうか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 市原議員のご質問にお答えします。

臨時につきましては、実際、保健師につきましては、現場、また健診等の現場業務が多く

なっております。それには必ず通知、また通知後、健診後の事業後の取りまとめ等ございますので、その辺の事務手続等の部分で業務に携わっていただいておりますので、また現場等に出る機会も多くなるという状況でございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時10分まで暫時休憩といたします。

（午後 1時57分）

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第2号 土睦小学校校舎等改修工事契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、睦沢町立小学校再編に伴い、土睦小学校施設を改修し、児童の安全・安心で快適な学習環境の確保を図ることを目的とし、普通教室、保健室、特別教室及び屋内運動場等の改修を中心に行うものでございます。

概要につきましては、議案審議資料に添付の図面のとおりでございます。

当該工事の契約の方法は、一般競争入札により実施し、4月21日付にて一般競争入札の資格要件などを公告したところ、4者の入札参加申請がありました。4者とも資格要件を満たしていたことから、入札に付したものであります。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で東日総業株式会社が落札し、契約金額は5,011万2,000円で、5月31日に仮契約を締結したところであり、工事の履行期限は平成29年11月30日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この照明ですけれども、確かLEDですよ。その他の図書室だとか職員室だとか、こういうようなところは既にLEDで明るくなっているんですけど。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

図書室につきましても、LEDに今回で交換をしたいと考えております。その他でございますけれども、教室につきましても照明についてはLEDでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） それと、今度学童保育が入る場所ですけれども、これが今回抜けたというのはどういう理由でしたっけ。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 学童につきましては、所管課が福祉課のほうになっておりますので、今回の工事からは時期としても外れております。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 学童の関係の教室の改修につきましては、この工事とは別に、別の発注ということで私のほうで計画がございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） その理由を答えてもらいたいわけよ。つまり、今回どうせやるなら一緒にやったほうがいいと思うんだけど、抜けているというのはなぜかということを知っているわけ。

それで、例えば、この内容をどういうふうに改修するかということについては、私は利用者、保護者の声を聞いて、それで内容についても精査をするという段階を経ているんだから理解出来るんですよ。なかなかそのところはうまくいっていないということなら、それは理解出来るということなので、こういうのは早くやればやっておいたほうがいいというふうに私は思うんです。

ですから、なぜこれは別にしているのかと、もっと早くやるならやったほうがいいと思いますけれども、それと、そうした利用者の声を聞くというような改修内容については、どのようにお考えかと。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） ただいま利用者の声をというようなお話がありましたけれども、こちらの改修の内容につきましては、再編の協議会の中のその下の部会でも検討がされまして、保護者のほうからの意見も取り入れた上で、報告書が出ておりましたので、その上で改修の内容を検討したところでございます。

改修の現場につきましては、先に議員の皆様にもご覧いただきましたけれども、基本的な考え方といたしましては、再編協議会からの報告書の内容を尊重いたしまして、建物の外観よりも児童が一番長く過ごす教室を中心とした、学習環境の整備と安全面を重視した工事内容となっております。

そして、学童のほうの工事の時期との違いでございまして、今年度中の教室の使い方につきまして学校のほうとも相談をいたしまして、お手元の資料につきまして、普通教室の関係については夏休みを中心に行いまして、学童の関係につきましては、この後、福祉課のほうの工事のスケジュールもあろうかと思っておりますけれども、年度末近くに向けて工事を予定になろうかと思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） だから、利用する時期に間に合わせるようにということでいいわけですね。答弁者がかわるのでどっちに質問していいかわからなくなっちゃった。

○議長（市原重光君） いいですか。他に。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 提案説明で、町長から安心して安全な環境づくりのための工事であるということで説明がございました。来年、睦沢小学校が開校するに当たり、まだ若干、小学校の築年数によって、安全性をまだまだ払拭出来ない地域の方もいらっしゃると思うので、そこら辺を安心・安全であるという周知の仕方をどうやって考えているか、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 建物の耐震につきましては、基準のほうはクリアしております。おりますけれども、これまでの過程の中で保護者の方からの不安がございましたので、コンクリートの強度の検査も、昨年度補正を入れていただきまして実施を行ったわけがございますけれども、この改修が終わりましたら、一度また機会を得て、保護者の方に建物の中をご覧いただくなど、そういう機会を作って、より安心をして新しい小学校の開校に向かっていきたいというようなところで周知を図りたいと考えております。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） 確かに保護者の方の安心・安全の認識がないと子供に伝わりませんので、保護者の方、また一般住民の方にも、安心・安全だよということで周知を強くしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 他に質疑はありませんか。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 聞いたところによりますと、建物の外壁ですか、外壁も色を変えるようなことも伺っていますが、それでよろしいんですか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 当初はそういう外観も色を変えるとか、そういうようなことで新しい学校というようなイメージというか、捉え方になりますので、そういう話も出ていた時期もあったかとは思いますが、先程申しましたように、再編協議会からの報告書等も受けまして、外観よりも、児童が一番長く過ごす教室を中心とした学習環境の整備とい

うことで、外壁の色等の変更はございません。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 土睦小学校校舎等改修工事契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第3号 PFI事業契約の締結について及び日程第11、議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、関連がありますので一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 PFI事業契約の締結について及び議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、関連がありますので一括にて提案理由のご説明を申し上げます。

両議案ともに、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る議案となります。また、本事業については、道の駅と賃貸住宅を一体とした施設の設計・建設から、維持・管理・運営までを行うPFI事業として実施するものでございます。

初めに、議案第3号 PFI事業契約の締結についてご説明いたします。

本PFI事業の事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、本町の要求するサービス水準との適合性並びに本PFI事業全体における遂行能力や事業計画の妥当性、さらに資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により実施いたしました。

入札には、1グループからの参加表明があり、当該グループは、入札参加資格を有していたことから入札参加資格者として入札書類審査に関する書類の提出がされ、去る3月13日に開催された事業者選定委員会において、選定委員会委員による厳正な審査により優秀提案者として選定されました。委員長より選定の報告を受け、落札者として決定したものでございます。

落札グループ名は、パソコン・畔蒜・東日共同事業体で、契約額は、予定価格の制限範囲内で27億6,811万9,216円でございます。

共同事業体の構成は、代表企業、パシフィックコンサルタンツ株式会社、構成企業、株式会社畔蒜工務店、東日総業株式会社、協力企業、株式会社ウェルネスサプライ、株式会社アルフィ、有限会社アイダブルユーとなっております。

また、当該共同事業体については、代表企業及び構成企業の出資による、SPC（特定目的会社）を平成29年4月25日に設立し、新会社の社名は、むつざわスマートウェルネスタウン株式会社、所在地は、道の駅内（長生郡睦沢町森2番1）に置いております。

については、PFI事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用に関する公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

事業期間は、契約締結日から平成52年3月31日までとなります。

次に、議案第3号に関連する議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定についてですが、PFI事業契約、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定による契約と指定管理者制度とは、基本的には個別の制度であることから、一方の手続が自動的に他方の手続を兼ねるということは出来ないということで、PFI事業契約の議決を行う議会と同じ議会において、公の施設の指定管理者の指定の議決を行うものでございます。

管理を行わせる施設の名称は、睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第32号）第3条第2項第1号の規定による、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・

つどいの郷並びに睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第33号）第3条第2項別表第1の規定によるむつぎわスマートウェルネスタウン住宅でございます。

また、指定管理者については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定並びに睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例第12条第2項ただし書きによる規定、睦沢町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第4条第2項ただし書きによる規定、これは、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年条例第12号）第3条第5号に規定する、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により選定された場合は、当該選定事業者を指定管理者として指定するものとするの規定に基づき、むつぎわスマートウェルネスタウン株式会社代表取締役、嶋野崇文を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、施設引き渡し日から平成52年3月31日までとなります。

なお、選定された提案内容等につきましては担当課長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） それでは、命によりご説明をさせていただきます。

事業者から提案のあった内容についての説明をさせていただきますけれども、議案審議資料の36ページの配置計画図をご覧くださいと思います。

この配置計画としては、道の駅施設を中心とした利便性が高くバランスのよい計画となっております。対象地Aには道の駅施設として休憩施設、情報発信施設、地域振興施設、健康支援施設、これは温浴施設になります。そして防災関連施設を一体的に配置し、利用者の利便性の向上や運営の効率化を図っております。また、道の駅施設は、1級町道山田谷・芝原線や上之郷交差点方向から認識しやすい位置に配置し、外部の空間とともに、地域のにぎわいの拠点として、施設の顔を作り出す形としております。対象地Bには、健康支援BOO施設であるサイクルステーションのほか、道の駅の加工施設、交流広場及び駐車場を配置し、屋外型のウェルネスに特化した施設配置としております。また、対象地Cには、地域優良賃貸住宅の戸建て住宅及び児童遊園、集会場などの共同施設を配置し、対象地Dにはテラスハウスが配置されております。

ゾーニングとしては、広場のにぎわいを活用し、各施設間の連携や相乗効果に配慮した計画となっており、防災広場を道の駅と賃貸住宅の中間に配置し、災害時の防災拠点として効

率的に機能するように配慮されております。また、防災広場は賃貸住宅の児童遊園や集会場と隣接させ、平常時には居住者や子供のほか各種イベント等の利用を可能とし、施設間の連携による相乗効果や新たなコミュニティーの創出にも貢献出来る形となっております。

また、対象地Aにおける駐車場は施設の南面に配置し、初めての利用者でもわかりやすく使うことの出来る形となっており、バスやトラックなどの大型車は、敷地北側に6台の専用スペースを確保し、また、路線バス用のバス停を建物の出入り口近くに配置しております。そして、道の駅施設の配置になりますが、休憩施設、トイレですね、情報発信施設を中心とした施設の配置を行い、エントランス部分には、利用率の高いトイレ、情報発信施設やゆったりくつろげるスペースを設け、来訪者を向かい入れます。これによりまして、利用者は施設の中心を経由して、物販や飲食等の地域振興施設や温浴施設にアプローチすることになります。

各施設は、エントランス空間から見渡せるわかりやすいゾーニングとしており、明快で利用しやすい施設となっており、また、バックヤードや厨房などの施設は客周りのゾーンから明確に区分し、必要なサービス動線を確保しております。

次に、37ページの対象地Aの部分の道の駅施設の平面図、ちょっと拡大したものになっていますけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。

個々の意匠計画になるわけですが、休憩施設、トイレは、施設中央部にわかりやすく、各施設からも利用しやすい位置に配置し、情報発信施設とともに24時間利用可能な区画とし、トイレの出入り口部は、施設の玄関でもある情報発信施設と一体的な空間として、魅力あるデザインとすることで、明るく清潔なトイレをアピールします。男女のトイレのほか、多目的トイレやキッズトイレ、授乳室等を併設し、様々な利用者のニーズに対応するものでございます。

また、情報発信施設は、施設中央部の外部からもわかりやすい位置に配置し、主要部は24時間利用出来るスペースとして計画しております。正面の壁面には大型のモニターを設置し、リアルタイムの交通情報や渋滞情報、気象情報、災害情報、そしてスマートウェルネスタウンでの健康や食、各種イベント、観光などの地域の情報を発信し、コミュニケーションの場としての機能を持たせます。施設のインフォメーション機能、利用者へのサービス機能を司る情報発信施設は、館内の各施設をつなぐ役割を兼ね、屋外の交流広場等との一体利用が可能な情報ギャラリーやくつろぎの空間を設け、受付カウンターでは、適宜スタッフによる案内や、各施設の利用受け付けなどを行うとともに、ソフトクリームやコーヒー等の軽食も販

売し、利用者がゆっくりくつろげる空間となっております。

次に、事務室、休憩室でございますが、物販施設後方に隣接して集荷場や事務室、休憩室を配置しており、従業員によるバックヤードの監視、車両誘導、出荷支援等をしやすくすると同時に、従業員における休憩やトイレ利用もしやすくなっております。そして、物販施設や花卉温室は、前面道路や駐車場から視認しやすく、また施設中央の入り口からアクセスしやすい位置に配置し、施設全体の顔として利用者を迎えるもので、前面は開放的なガラス開口部を主体とすることで、施設のにぎわいを演出します。

また、物販施設の外部には広い屋外スペースを配置し、移動販売車によるイベントや販売促進など、一体的な利用が可能な空間としているとともに、施設内は整形で十分な広さ、273平方メートルでございます、を確保し、柱や壁のない大空間とすることで、レイアウト変更等にもフレキシブルに対応出来る空間となっております。

また、花卉温室は、農産物等小売り、物販施設から連続した位置に配置し、間仕切りにはガラス窓を採用して一体的な雰囲気とするとともに、前面道路側の外壁面や屋根を一部はガラスとすることで、明るく開放的な温室らしい雰囲気を演出しており、集客効果を高める計画となっております。また、屋外からの出入りを確保することで、屋外空間を利用した展示販売などの一体的な利用を可能としております。

次に、飲食施設でございます。前面や防災広場に面した開放的な作りとし、テラスやオーニングひさしを設けて内外の空間の一体的な雰囲気を演出しており、テラスに張り出すオーニングひさしは直射日光を遮り、屋外でもゆったりと食事が出来る空間となります。また、地元食材を使用した6次産業化に適したイタリアンレストランとするとともに、客席や外部からガラス越しに、本格的な石窯やピザ生地を伸ばすフライング等の調理風景を見ることが出来るものとしております。

次に、温浴施設ですが、屋内は、男女の浴室各88平方メートル、脱衣室は各65平方メートルに休憩室90平方メートル、その他受付通路等を設けております。また、屋外には男女の露天風呂各100平方メートルを設け、観光客が立ち寄りたくなる魅力的な施設計画ということで、休日を中心とした観光客、ゴルフやサーフィン帰りの来訪者が立ち寄りたくなる魅力的な温浴施設を目指すとし、施設全体の魅力を高めるとしております。

非日常的なくつろぎ空間により、リピーターや利用者を増加させるものとして、景色のよい露天風呂やサウナなど、自宅では味わえない非日常的な空間を作り出し、リピーターや地域の利用者の増加を目指します。季節を感じられる変わり湯やデザインテーストに変化をつ

けた浴室の男女入れ替えなど、繰り返し利用してもらうためのあきさせない仕掛けを設けるとしております。

また、温泉を繰り返し利用していただくことによる健康アップのほか、道の駅施設内の地域振興施設における食との連携など、施設間の相乗効果を高めるとともに、総合運動公園利用者の入浴や食事などの利用も促進することにより、施設の枠を超えた連携を図るとしております。さらに、ゆったりと快適に時間を過ごせる空間として、温浴施設専用の休憩室では、軽食や休憩など、入浴後にゆっくりとくつろげる空間を創出してしております。

恐れ入りますけれども、36ページの配置計画図、全体配置図に戻っていただきたいと思っております。

対象地Bでございます。アウトドア型健康支援の拠点といたしまして、B O O施設となるサイクルステーションを設置いたします。同時に、道の駅施設の機能としてのカフェを含む加工施設や、ドッグランやバーベキューを楽しめる交流広場、駐車場を配置し、アウトドア型健康支援の充実を図るとしてしております。

次に、地域優良賃貸住宅ですが、各住宅は街区道路と角度を設け、全て真南向きとしております。これにより、日当たりのよい前庭と、リビングスペース等が確保出来る開いた効果を発揮するとともに、隣り合う住戸の視線をずらしてプライバシーを確保し、狭い敷地においても圧迫感を軽減出来る、守る効果を発揮させます。また、多様な形状の住宅敷地を生み出すことで、画一的な街区道路の景観に変化が創出されます。そして、ウェルネス住宅ということで、子育てに優しい複数の間取りプランとし、これは子育て総研の「子育てにやさしい住まいと環境」の認定に適合したものとして、子育て世代をメーンターゲットとして、小さな子供がいるファミリーが使いやすい2LDKまたは3LDKを基本としております。

また、交流施設、集会場や広場、児童遊園などの共同施設は、先程も申しましたけれども、道の駅に隣接して配置し、コミュニティーの中心かつ周囲からも守られた、安全で安心な子供の遊び場として活用出来る配慮がされているということです。児童遊園は、道の駅の防災広場と境界を設けず、一体に利用出来る空間とするとともに、幼児を対象とした遊具も配置します。また、交流施設、集会場は、地元ファースト、道の駅の集客双方に配慮したプランとなっており、集会場は、住民・町民の日常利用とイベントや教室等の利用の双方を想定した建築計画となっております。

続きまして、施設の運営に関する提案についてご説明いたします。

運營業務遂行の基本方針として、誰もが健康で生き生きと生活できるための拠点として、

ウェルネスをテーマにした施設運営を行うとしており、重点「道の駅」にふさわしい道路利用者の利便性の確保とともに、町や地域の活性化につながる施設運営を行うとしております。また、代表企業や協力企業が同種施設を運営していることによる利点やノウハウを最大限に生かし、効率的かつ効果的な運営を行うとしております。

それでは、審議資料の38ページをお願いします。

初めに施設の開館日・開館時間については、休憩施設、情報発信施設、防災関連施設は年中無休24時間開放。農産物等小売り・物販施設、花卉温室、軽食については、月1日・年末年始休み、9時から17時の営業。飲食施設、レストランについては、月1日・年末年始休み、11時から21時の営業。加工施設については、月1日・年末年始休み、9時から17時の営業。健康支援施設、温浴施設については、週1日・年末年始休み、10時から21時の営業となります。

次の人員体制については、性質や場所の異なる施設単位で運営を区分けすることで、確実かつ効率的な労務管理、業務管理が可能な体制とするため、小売り・物販部、飲食施設部、温浴施設部、加工・健康部、管理部の5部構成といたします。

人員配置計画は、運営責任者、運営副責任者、これは二つの部の責任者兼務となる部分もありますけれども、飲食施設部、温浴施設部、加工・健康部の各責任者5名の社員とシフト制の延べ人数になりますけれども、平日21人、土日祝日28人のパートなどから成る体制といたします。円滑で確実かつ効果的な運営体制とするため、運営責任者には同種類似施設の運営経験者を登用し、また、利用者数が多くなる土日祝日には適切に人員を増やした体制としております。

また、施設従業者の雇用等の方針については、極力、町民や地元住民を中心に採用し、障害者等の雇用にも努めるとしております。そして、健康診断等の労働環境を整え、質の高いサービスを提供し、地域を担う人材育成にもつながる教育研修を開業準備期から事業期間を通じて実施するとともに、必要に応じ有資格者を選任するとしております。

次に、39ページをお願いします。

料金体制についてですが、利用者等、これは本施設の利用料及び地域振興施設における販売手数料のことを指しております。基本的考え方は、町民ファーストの利用料金体系とするとともに、地域内外の多くの利用者に利用してもらえるようリーズナブルな料金体系としております。

まず、農産物等小売り・物販、花卉温室の販売手数料については、町内、町外を差別化し、

販売額の15%から20%程度としますが、農産物や花卉等の売り上げ向上を図っていくために、事業者のこれまでの運営事業者としての経験上、広告宣伝やイベントなどの実施が有効であり、かつ重要であることから、積極的にイベント等を開催していく予定であり、運営責任者単独では限界があり、生産者の売り上げを伸ばすためにも、販売手数料とは別に売り上げから一律2%イベント基金を設けるとしております。また、消費期限、賞味期限が比較的長い加工品等については、出荷者の出品リスクや平等性を確保するため、別途手数料の率を設定することとしております。これら販売手数料等については、事業者提案を踏まえた上で、最終的に出荷者協議会会則等で定めることとなります。

次に、温浴施設について、利用者別のリーズナブルな料金体系としており、一般大人700円、一般小・中学生300円、町民においては大人500円、小・中学生200円としており、未就学児は無料となります。また、タオル等の備品は別販売を行うということです。町内者向けの回数券、これは10回分料金で12回の利用が可能となる回数券の販売や、他の施設で1,000円以上の購入で町外者も町内と同料金となるような券を発行するとしております。

そして、本施設を知ってもらい、来てもらうためのにぎわいづくりのためのイベントを定期的で開催するとともに、インターネット上での道の駅の顔として、ホームページ、SNSをフル活用し、道の駅を知ってもらい、来てもらうための仕掛けづくりを行う他、新聞折り込みや地元への定期的な広報により、施設の認知度を高めるとしております。

それでは、最後になりますけれども、資料の40ページをお願いしたいと思います。

審査の講評ということで、43ページをめくっていただきますと、初めに事業者選定の体制が載っております。(2)に記載の審査委員会のメンバーによりまして、入札参加者から提出された入札書類の加点審査を行いました。

2の審査結果については、44ページ上段の加点基準により、審査員の合議制により審査を行いました。加点基準の評価AからEとございますけれども、Eの「優れている点はない」とする場合でも、町が示した要求水準を満たしているものでございます。したがって、評価については全て要求水準を満たした上での加点となっております。

下段の総合評価でございますが、性能評価点として487.5点、価格評価点は、1グループの入札でありましたので、最大200点がついております。

次のページに審査結果の総評がございます。前段には本事業の位置付けと課題が記載されており、中段からは提案に対する評価が記載されておりますので、恐れ入りますけれども、ちょっと読ませていただきます。

本事業には1グループからの提案を受けた。提案のあったTグループによる提案内容は、本事業に対する睦沢町からの要求水準が厳しいものであったにもかかわらず、それに応える提案内容となっており、高く評価できるものであった。なお、審査委員会では、要求水準を上回る提案事項に対して、加点審査を行った。

事業計画については、本事業の5つの基本理念を理解した上で、「ウェルネス」をテーマとした3つの方針のもと、町の事業パートナーとして共に地域活性化を推進する姿勢から提案がなされており、評価できた。また、総括管理業務の役割が明確化されており、第三者を活用したセルフモニタリング方法が提案されている点が、評価できた。

設計業務については、「温浴施設」について、「非日常的」な空間を切り口に、温浴施設の施設計画に係る様々な提案がされており、特に高く評価できた。

建設・工事監理業務については、具体的かつ妥当なスケジュール計画が立案されていること、工事に伴う近隣への悪影響を最小限度に抑えるための方策が提案されていた他、工事期間中のイメージアップ等を考慮した工夫が提案され、高く評価できた。

維持管理業務については、施設全体の修繕計画を策定して管理を行うこと、魅力的な施設であり続けるために追加的投資等を行うことが提案され、高く評価できた。

運營業務については、本町の定住促進・地域活性化の実現に向け、様々なアイデアが提案されている点が、高く評価できた。

入札者独自の提案については、本施設を有効活用した様々な自主運營業務が提案されている点、地元雇用に対する考え方が具体的に提案されている点が、高く評価できた。

優秀提案に選定されたTグループは、PFI法第6条に基づく民間提案を行った事業者が所属する入札参加グループである。長期にわたる事業期間においても、そのノウハウや創意工夫を最大限に生かした様々な提案を確実に実行・実現し、「町の事業パートナー」として、町とともに地域活性化の取り組みを推進していただきたい。また、町もTグループと対等のパートナーシップのもと、本事業の本来の目的を達成するための適切な支援を講じていただきたい、という総評でございます。

なお、加点審査項目ごとの講評につきましては、個別評価として次のページに添付させていただきますので、説明は省略いたしますが、ご覧をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

最初に、議案第3号 PFI事業契約の締結について、質疑のある方はどうぞ。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 契約の締結ですが、とても大きな契約であります。

今説明のあったように、事業の選定に当たっては審査委員会により審査したとあります。委員会全体で取りまとめた加点の点数等は資料をいただいておりますが、この委員会の構成委員の中に副町長、そして総務課長がいらっしゃいますので、参加された2人の意見、また、強く残っているよかった点など、お聞かせ願いたいと思います。それがまず1点。

そして、審議資料に示されている配置図を見ますと、道の駅のゾーンと住宅ゾーンの間に防災広場が存在します。この広場の有効活用を考えますと、今まで、ふれあいスポーツクラブが指定管理を受けていたときの総合運動公園の多目的広場に、使い勝手として同等になるような考えを私は持たせてもらったんですけども、今の段階で、公園の有効利用の仕方であつたりとか、今後もお祭り、イベントと先程言っていましたけれども、そこら辺に利用目的としていけるのかどうか、可能性があるのかお聞きをします。

まず、委員であったお二人からの意見を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先程も説明がありましたように、執行部側の審査員といたしまして、総務課長と私がこの審査会のほうに参画をさせていただきました。2人ということですが、私の見解ということでお話しさせていただきますけれども、先程の審査結果の総評にもございましたけれども、本事業につきましては1グループの提案でございました。そしてまた、町からの非常に高い要求サービス水準に対しましても、各項目とも詳細に、かつ丁寧に提案していただいたというふうに私はまず考えました。

そして、私ども各係数も見させていただいたんですが、積み上げによりまして算出されておりまして、その内容もわかりやすく、また、事業実施が可能であるというふうな判断もいたしたところでございます。私といたしましても、プレゼンの中で、色々先生方のほうからもご意見とご質問があつたんですが、私からも気がついた点をご質問させていただきました。

例えば、先程も出ておりましたけれども、これに対する雇用の問題、そしてまた普通の道の駅ではございません目玉となる温浴施設の問題、そしてまた、お話がありましたけれども、防災広場の位置どりの関係、また健康支援のBOO施設などについて質問させていただきます。

した。それぞれに提案者のほうから真摯に回答いただいたものというふうに思っております。

それともう一つ、また細かな部分につきましても、実施設計段階におきまして検討調整が可能であるというようなお話もいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、本事業がこれからの町の活性化に非常に有益であるというふう
に考えておりますので、議員各位におかれましても、皆さんそれぞれ諸事情はあるとは思
いますけれども、ご理解をいただきまして、ご承認、ご可決を賜りますよう、私からもお願い
申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 委員としての感想という形になってしまうかもしれませんが、ま
ず、本事業のような形のPFIの関係の審査員ということで、私にとりましては初めてでござ
いまして、3月13日の審査の前1か月間、様々な資料を一個ずつ見させていただいたとこ
ろでございます。

そうした中で、要求水準が非常に高いところにあった関係で、提案されたものに対して、
委員長、副委員長等が出してきた答案というのが、結構すごく低いといひましようか、シビ
アな点が多くありました。私といたしましては、町としてもどうしても何とかという気持ち
がございましたので、少しでもいい点をつけようかなというふうに思っておりましたけれど
も、そういう視点ではないということで、宮本先生からもお話をいただきました。それを踏
まえて、新しい提案に対して加点をするという方法で実施をしたということでございます。

細かい内容についてはともかく、私としましては、この大きな事業が、町の新しい仕事の
進め方の指針にこれからなっていくのではないかとということと、それから大きな費用をかけ
ていくわけでございますので、是非成功をもちろんさせていかなきゃいけないということで、
改めて責任の重さを痛感したところでございます。

感想としてだけでございますが、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

田中憲一議員の道の駅施設の防災広場の有効活用についてということなんですけれども、
これは住宅と道の駅の施設の中間に配置されておりますけれども、災害時の活動拠点として
十分に機能する施設として、防災用のヘリポートあるいはTEC-FORCEを始めとする

災害対策の大型車両の駐車も可能な構造とするということでございます。

この広場については、平常時の利用と両立を図る目的で、広場は芝生張りとしたしまして、環境と景観に配慮するとともに、事業対象地全体の中心に配置することで、平常時に憩いと潤いの場を提供することが出来るようになっているということです。また、地域優良賃貸住宅の共同施設がある広場、児童遊園の緑地と連携した空間としておりますので、より景観性が向上し、また、平常時のフレキシブルな利用も高まっているということでございます。

こちらが有効利用ということで、通常利用のところだと思えますけれども、先程話がありましたふれあいが管理していたときの多目的広場と同等の使い方が出来るのかどうかというご質問だと思います。例えば、防災広場等でのお祭り、イベントなどについても、町が実施主体となるものとか町が協賛する催しについては、利用料がかからないだろうということの利用が可能ということでございます。また、他の団体等が使う場合には、利用料等を支払いした中での活用が出来るということです。

もう一つは、今、防災多目的広場で消防団等が活動されていると思えますけれども、それをどうするかということもあろうかと思えます。この辺にすれば、営業時間とかそういうものの関係あるいは調整等もあろうかと思えますけれども、防災施設としてですから、防災活動を実施するという点については問題がないというふうに考えております。しかしながら、面積的に2,000平方メートル弱ということで、そんなに大きいものではないということで、その中での活用が可能なのかどうか、それだけで足りるのかどうかということでございます。足りるということであれば、防災広場としての目的であることなので、全然問題はないというふうに感じております。

また、それだけで足りなくて、駐車場等を使うということも考えられるかと思えますけれども、その場合には、本来の目的、道路利用者の利用を考慮した中で、駐車場の一部の利用についても、今後事業者との協議をしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○13番（田中憲一君） ありがとうございます。

実施設計の段階で検討が可能であるというお言葉もいただいていると。町全体のことを考えたときに、先程消防の訓練の話がございましたが、防災の広場を有効利用出来たら本当に理にかなった動きなのかなとも思っております。場合によっては健康支援、ＢＯＯの施設の部分で何か利用出来たりとか、これから意見を述べたことが少しでも形に反映出来るという

認識でよろしいわけですね。最後にそれを聞いて終わりにしたいと思います。お願いします。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 健康支援、ＢＯＯ施設の活用ということも可能になるのかと思いますけれども、あくまでも提案者がいて提案事業者がいるわけですから、新たなことを起こすには契約内容を変えなくちゃいけない、あるいは余計な費用をこちらから支払わなくちゃいけないということもあろうかと思しますので、提案者が提案した内容あるいは事業者が容認出来る内容であれば、話し合いは出来るのではないかということで考えております。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） まず、スマートウェルネス株式会社につきまして、この設立したプロセスについてちょっと伺いたと思いますけれども、先程の説明の中で、パソコンを中心として畔蒜等々の会社名が発表されましたけれども、これの出資の内訳。また、代表企業というのはパソコンであると思いますが、その代表企業と構成企業の出資の内訳等々、これにつきましてお願いをしたいということでございます。

それから、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点事業と、これが本事業の総称ということで、当初からこの事業名できておりますが、株式会社の名称も同じような名前、スマートウェルネスタウン株式会社というようなことで位置付けて命名したと、こういうことでございますが、その辺の、基本事業の名前と会社の名前が一律というのは、その事業をやることですから当然これは都合がいいと思いますが、ある面、隔ててやったほうが、今後の対応といたしますか、そういったものは多少あるんじゃないかなというふうな感じもいたしましたので、命名の経過等がわかればお願いをしたいというふうに思います。

併せまして、代表企業の、当然、この会社を子会社として管理すると思っておりますけれども、どの程度まで代表企業がこの会社に対する運営、経営管理、こういったものをしてくるのか、その辺、今の段階ではわからないと思っておりますけれども、いずれにしても子会社に見えますから、その辺につきましての内容等について、お考えをお願いしたいというふうに思います。

それから、今言ったように、27億6,800万円余の契約金額であります。入札金額、落札金額等は、当初、契約の内容等の中身では、25億7,000万円を上回った場合は失格ですよというような話をしてございましたですね。したがって、その額からしてみれば、当然これは消費税額は除いた額と思っておりますけれども、27億6,800万、入札がどの程度だったかわかりま

せんが、ちょっと差異があるような感じがいたしますので、その辺が差異がなければいいんですが、この25億7,000万という、当初、確かにそういう書き物があるはずですから、その辺の差異を、いかなる方向でこのような差異が発生したのか。消費税はここに書いてあるようにまた別途ですね。したがって、消費税を加味しますと約30億近くになるんじゃないですか。1.08ですからね。そういう形がありますので、その辺の内容等につきまして、2点ほどお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、27億6,811万9,216円でございますけれども、これについては消費税、地方消費税によるものが入っています。先程、25億7,000万というお話がございましたけれども、そちらについては入札公告の中で出しておる消費税抜きの金額でございます。したがって、消費税を込みにした金額がこの金額になっております。ちなみに、入札価格として出されてきたものについては25億6,965万5,424円ということで、25億7,000万を若干切っているということでございます。

次に、むつざわスマートウェルネスタウン株式会社という命名でございますけれども、こちらについては、私どもがどうのこうの言う筋合いではございません。代表企業と構成企業が新会社を設立するに当たって、この施設にふさわしい新会社の名前としたというふうに認識しております。

そして、出資等についてなんですけれども、こちらについては出資額2,000万円でございます。代表企業であるパシフィックコンサルタンツが1,200万円、構成企業である畔蒜工務店と東日総業がそれぞれ400万円という内容でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 入札グループといいますか、1社、1グループですから、当然相手グループがないわけですから、思惑どおりの価格という形で契約金額になったと思いますけれども、いずれにしても非常に大きな額でありますから、当然20年という平成52年までの長期にわたる中での契約金額でありますので、これはもう既に債務行為をしてありますので、その範囲内ということで、これは理解をしたいというふうに思います。

それから、先程の命名については全く関知しないということではありますが、これについては、やっぱり町に相談があるべきだというふうに思いますよね。対象の会社だから相手任せだよということについては、ちょっと理解は出来ないんですが、相談もなしにこういう形で

やったと、こういうことでよろしいんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 相談がなしということととれるかどうかわかりませんが、こういう名前にしたいということで設立前にお話ございました。いいんじゃないかなということで、これになったというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） ただいまの今関議員と同じ、重複するところがあると思いますが、この議案を見て初めて聞く契約の相手方でございますので、やはり私どもとしてはどういう会社かなというところですね。そこをお願いしたいことは、この会社の属性、出資額、出資金については、今ご説明がありました。役員の構成、役員が何人でメンバーはどういう人がいて、役員の属性もご説明出来れば、これは資料として議員の皆様にお配りしていただければありがたいとは思いますが、これは秘密になるのかな、そんなことはないと思っておりますけれども。

あと資本金の額、今のところ2,000万、この会社は発行株式可能の可能発行株式、会社にはそういったあれがあれありますけれども、これはもっと大きいと思います。将来、株式発行して資本金を増やすという予定は、町当局としては聞いているのでしょうか、いかがでしょうか。なぜならば、27億という契約をする会社にしては、責任能力、資本金からしていかななものかなという私個人の考えであります。そういったことでその説明あるいは資料を求めます。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず新会社の構成でございますけれども、先程申したとおりでございます、パシフィックコンサルタンツを筆頭に畔蒜工務店と東日総業がそれぞれ出資していると、構成企業が出資しているということでございます。

代表企業であるパシフィックコンサルタンツについては、全国大手のコンサルタントということで認識をしております。そして、構成企業である畔蒜工務店につきましては、県内の大手の建設会社ということと、東日総業については一宮町の建設業ということで、多くの工事、建築を手がけているという内容でございます。

そして、役員の構成でございますけれども、代表取締役、パシフィックコンサルタンツ株式会社から嶋野崇文と、その他の取締役に同じくパシフィックコンサルタンツから2名、

畔蒜工務店から1名、東日総業から1名となっております。また、監査役が1人ございますけれども、こちらについても、パシフィックコンサルタンツの財務・経理部長が就任しているということでございます。

ちなみに、本社のほうでの肩書きがどうかということですが、鳴野さんについてはインフラ経営戦略部長と、それとパシフィックから代表取締役の嶋野さんと取締役の岡野、黒水というのが出ているんですけれども、岡野についてはパシフィックコンサルタンツの同じくインフラ経営戦略部のウェルネスデザイン室長と、黒水さんについてはインフラ経営戦略部の企画戦略室長という肩書きでございます。

そして、畔蒜工務店からは色部さんという方が出ているんですけれども、これは畔蒜工務店の取締役と。それと東日総業、これは篠瀬さんですけれども、東日総業の代表取締役ということ。それと、先程申しましたけれども、監査役にはパシフィックコンサルタンツの財務・経理部長が、これは宮原さんという方が就任しているということでございます。

それと、株式発行が可能かということでございますけれども、こちらの定款を見ますと、発行可能株式総数ということで、当社の発行可能株式総数は1,500株となっております。現在の株数でございますけれども、1株5万円ということで、全部で400株2,000万円ということでございます。だからまだまだ余裕があるということでございます。このところについては、株式については、株券は発行しないという形で押さえているようでございます。

あと、資料の提出ですけれども、こういったものがよろしいのかというのが、ちょっと私のほうで理解出来なかったもので、ただいまの役員の名前だけでよろしいのでしょうか。

○3番（伊原邦雄君） 属性がわかれば、今説明されたことでよくわかりました。

○まちづくり課長（鈴木政信君） よろしいですか。

○議長（市原重光君） 伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 3号だけ、今は4号まではいかない。

○議長（市原重光君） まだです。

○3番（伊原邦雄君） では、もう一点ですね。レイアウトを見ますと、私たちが当初想定していたこととちょっと、説明を受けたレイアウトと大分違ってきておりますけれども、これを見ると、お風呂が、温泉が、入浴施設がメインのようなレイアウトのように感じます。

それで、ちょっと教えていただきたいんですが、お風呂ですと、この辺のガスの関係で、ガス井戸、ガス水、それを利用しますと黒いお湯。それと、合同資源さんとかと色々話した中で、もうちょっと深く掘ると、もうちょっといい透明な温泉が出ると。それは本当かどうか

かわかりませんが、確認していないんですが、今予定されているのは黒いヨード風呂
ということで理解していいのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） レイアウトについては以前、スマートウェルネスタウンの
実施計画にのっているものがあります。それを皆さん見ていると思います。要求水準とか何
かでもこれが出ているはずですが。これをもとにして事業者が運営がしやすい形でレイアウト、
配置換えがされているということでございます。その配置の変更については、別に何ら問題
がないところでございます。

それと、温浴施設がございましてAゾーンの中の真ん中より、やや正面から見ると左側、レ
ストランとの間についているということで、先程も申しましたけれども、真ん中の情報発信
施設、トイレ、一番人が立ち寄りところですよね。そこを中心として左右に分かれていくと、
レストランあるいは物販のほうに分かれていくということで、そのレストランと中心の間に
温浴を設けたということ。それと、なおかつレストランからの配食も出来るということで、
温浴の休憩室でも食事が出来るような形として、こういうレイアウトがされているものと思
われます。

あと、お湯でございます。こちらについてはヨード水ということで、真っ黒い水なのかと
いうことですが、先程議員おっしゃったように、深い位置から掘ったものには琥珀色の、
きれいな水が透明っぽくなるということでございますけれども、こちら
で使用を予定している水については、おおむね1,200メートル位深いところから上がって
くるものということで、通常の皆さん、どことは言いませんけれども、使っているお湯よりは
琥珀色になっているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に入札について伺いたいと思います。

これはいわゆる1者入札という仕組みであります。一般競争入札ということですが、
競争性が認められない内容になったというのが特徴であります。

これでいいのかというところでもあります。例えば、東京都が昨年12月、都政改革本部が、
1者入札には競争性が認められないとして、見直す方針を示して見直しの方針であります。
という点で、競争入札と言いながら競争がないというので、法律的にはこれは問題はないの
かとは思いますが、そういうような形で巨大な契約をしていいのかというのが一つでありま

す。

同時に、指定管理者制度については、ちょっと町長の説明を私は聞き漏らしちゃって申し訳ございませんが、基本的にはこれは公募をするというものであります。例外規定があります。5番目までありますが、この例外規定のどこに該当したのかという点、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、1者入札について問題がないかということなんですけれども、法的には何ら問題がないということと、それと、1者入札だから競争性がなかったのではないかというご指摘だと思います。これについては、議会のほうにも何者来ているんだというお話があったときにも、私のほうでは、まだお答えが出来ませんという回答もさせていただいております。そういうことで、この入札に参加した業者についてもグループについても、他に何者来ていたかということは知っておりません。

このTグループという名前がついておって、普通A、B、C、Dとか1、2、3とかつけるんですけれども、わざとランダムに狙ってつけているとのことなので、その相手方が1グループだけだったということを理解もしていませんし、入札の選定を行うとき、選定委員会においても、この段階では皆さん、会社がどこの会社か、グループのどこの会社が入っているかということも全く知らないで審査をしたということなので、その辺については競争性はあったのではないかというふうに考えておるところでございます。

そして、指定管理のほうですけれども、睦沢町公の施設に関する指定管理者の指定手続に関する条例の第3条であります。公募の例外で、5号のところ民間資金とPFI事業のことを指しておりますので、これによって事業者を選定した場合には、公の施設の管理を行わせることが出来るというもので、これも設置管理条例の中に同じようにうたっておりますので、それに沿ったものだということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私も今聞いて、目玉は温浴施設ですと、ぱんと言っちゃっていいんですか。道の駅というのは、本来、温浴施設を造るためのものではありません。ここで言えば地域振興何とかで、農産物小売りという、ぱっと見ますと非常に、これまでの面積とほとんど変わらないんじゃないかと思うくらいの小さな部分でありまして、ぱっと見るとレジャー施設かなと思ったんですが、そうじゃないんですね。道の駅だそうです。

これはどの位の割合ですか、農産物小売り・物販施設は、住宅地を除いたとして。これで

いいのかなと。これで睦沢町の農業振興とその販路、それから新しい農産物加工などがさらに発展するという、この敷地面積でなるのかなということを感じたので、本当に温浴施設が目玉なんですかというところですね。それが一つです。

それからもう一つは、事業者選定委員会ですけれども、この選定をするに当たって、どういふところから見たのかということをお聞きしたいのですが、まず第1に、事業者の提案はまだ加味していないとおっしゃいましたよね、説明の中で。だから具体的にどのような施設として進むのかという点はなくて、町としてこういうものを要求水準とし出しているんだということだけで審査したら、具体的に進んでいく内容が入っていないのかなと思ったので、ちょっとそこがわからなかったもので、そこはどうなっているのかということです。

それから、この評価に当たって、目的、基本理念ということも含めてやってありますが、議会の意見、それから住民の様々な要望、それから先程も一般質問で言いましたけれども、広域などにかかわる財政支出など、そうした財政問題の総合的な資料を出し、それも検討されたのかどうかということでもあります。この事業自体のことについては、ここに載っていますから審査されたと思いますが、全町的な観点でのそういう資料も十分検討はされていると思いますが、その内容をお聞きします。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、温浴施設が目玉なのかということでございますけれども、私がさっき答弁させていただいたときに、そのことを言っていなかったんですけども、伊原議員が目玉という話をされたと思いますけれども、温浴施設が目玉ということではございません。あくまでも道の駅を利用する人たち、交通する人たちの利便性の確保が第一でございまして、それと併せまして地域振興施設ということでございますので、地域が活性化する施設がメインだということでございます。

この温浴施設については、地産地消ということも含めまして、例えば物販とかレストランの相乗効果を生むためにも必要であるということで、最初から計画をしていたものでございます。あくまでもこれが目玉ということではないというふうに考えます。よそから来る人にとっては、これを目的に来ることがあってもよいかとは思いますが、町としては、地域の方が潤うような形での施設が目玉ということでは考えたいなというふうには思っております。

それと、委員会のどういうところの視点で評価をしたのかということでございますけれども、こちらについては、このときだけ委員会を開いているわけではございません。要求水準

書等々を審査していただいている中で、こういうところを審査しよう、ああいうところを審査しよう、そこの配点項目はこうだよというのを、採点基準を設けて審査しております。これは公表してございますので、見てもらえればと思っております。

そして、全町的な考え方ということでございましたけれども、こちらについては、町長のほうからも冒頭の朝の挨拶の中でも、機会をいただいた中で議会のほうへも説明をさせていただいているし、地区懇談会等々でも説明をさせてもらっていて、その中での意見も聞いていることもあります。その中で取り入れるべきというところについては取り入れているということで、あと全部が取り入れられるわけではございませんので、選択をしながら反映をさせているつもりでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 目玉は温浴施設って副町長が言った。だから私、ばっと来たんだ。もう一回テープを流してもいいよ。間違いないから。それをばっと言ったから、今の2人の答弁が違うんじゃないの。訂正するなら訂正したほうがいいよ。

それともう一つは、今言ったように抽象的な話じゃなくて、今後、広域とか何かでこれ位のお金はかかりますと、それから議会ではこういうふうな議論もありましたと、住民要求としてはこういうような要求も出ていますが、やはりこれは優先をしなきゃいけない課題なんですという、そうした資料を具体的な数字や意見など含めて出して、議論したかということを行っているんです。抽象的な話はしていないの。そのことを言っているんですよ。

つまり、判断をするに当たって、この要求水準の枠内でやったのか、それを超えた具体的な数字を出したのかということを知っているんですよ、私は。別にそれが法律違反だとかということを知っているわけじゃないですよ。だから悪いとは言っていないですよ。この水準の中でやったんならやった、それはそれで結構なんです。ただ、そういうものを含めてやったのかということを知っているわけ。

それからもう一つは、ここに参加される学者の方々ですけれども、様々な経歴を持っていらっしゃるんですが、具体的な道の駅など過去の評価の実績は、どういうところでこうした評価を実際にされていて、その施設等は具体的にはどのように発展をし、または維持推進をされている実績はどうかということです。

○議長（市原重光君） 副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） 私が温浴施設を目玉というふうに話したということでございます

けれども、もしそうであれば訂正をさせていただきます。

先程私が申しましたのは、プレゼンの中で私も気になったことがありましたので、その一つに温浴施設があましたから、例えば具体的に申しますと、かん水を使いますので、そのかん水は普通の水路に流せないんです、塩害になりますので。そうしますと、洗い水とお風呂の水を分離しなきゃならないと、そういう構造的なものはどうなんだという質問をさせていただきました。それにつきましては、先程申しましたけれども、実施設計の段階での検討は可能であるというようなことも承ったということで、申し訳ありません。もししゃべったのなら訂正します。すみませんでございます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 先程、数字を挙げてという話があったかと思えますけれども、この要求水準を作る段階に当たって、先程も言いましたけれども、実施計画を作りまして、これを皆さんにお諮りをさせていただきました。そのときにご意見等々も、これが出来る前にやっているはずですので、入れさせてもらった中でこれを作ったと。これをもとにした要求水準あるいは金額等でございますので、そのときに財政的なことも議論をさせていただいているかと思えます。ということで、その質問については議論をさせていただいたというふうに認識をしているということでございます、私どものほうでは。

そしてもう一つは、委員の先生方がどういう方なのか、あるいはその実績がどうなのかということでもよろしいですか。

審議資料の43ページを見ていただきますと、審査委員会のメンバーが載っております。

(2) のところですね。委員長は東京都市大学の宮本教授、副委員長には千葉大学の柳澤教授、また委員として江戸川大学の藤澤教授、そして副町長と総務課長という構成で審査を行ったわけですが、委員長である宮本教授につきましては、インフラプロジェクトにおけるPFI・PPPをリードする第一人者ということで、社会資本整備の新たな事業方式となる民間の資金とノウハウを活用したPFIに関しての様々な視点から検討を行っておる方でございます。その際に、不可欠であるリスク分担とリスクマネジメントについても研究をしております、また、内閣府PFI推進委員会の委員であるとともに、インフラPFI研究委員会委員長としても、その実務や研究をリードされている方でございます。

今までに多くのPFI選定委員会にも出ておまして、委員長を務めております。全部はちょっと把握出来ないんですけれども、申し上げますと、多摩地域ユース・プラザ事業、吉川市学校給食センター事業、津山圏域クリーンセンター事業などの事業者選定に貢献をされ

ているということでございます。

また、副委員長の柳澤教授につきましても、専門分野、こちらは建築関係になりますが、研究テーマといたしましてPFIによる建築発注の調査研究、そして地域活性化支援に関する調査研究、それと地域コミュニティ施設に関する調査研究などを行っている方でございます。この柳澤教授についても多くのPFI事業者の選定に貢献されておりまして、木更津市の道の駅整備事業で委員長を務めていると。それと、他にも千葉市や市川市、狭山市ですかね、給食センター事業とか、さいたま市立の中等教育学校などの事業にも携わっているということでございます。

もう一人、藤澤教授でございますけれども、今回のPFIの選定委員は初めてということでもございました。先生の専門分野は経営学とサービスマーケティングということで、生活に身近なサービス業、例えば流通業や外食産業、それとテーマパーク、旅行業、金融業などの研究を対象としておるといことです。その中でも特に農産物直売所や道の駅の研究を熱心にされている方ということでございます。

類似施設の選定実績等々でございますけれども、先程申し上げました柳澤教授が委員長を務めた木更津市の道の駅整備事業がございます。公募資料を見てみますと、余り公表されていないんですけれども、平成28年4月に事業者選定が行われております。現在建設段階と思われましてけれども、本年の秋のオープンを目指して予定しているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） ただいまの議案の内容としては、締結に関する議案内容だと思いますが、私のほうは、締結ではなくて打ち切り、解約、こちらのほうにちょっと質問したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（市原重光君） それはちょっと待ってください。締結はもう話を聞かないということね。

○2番（久我真澄君） いやいや、締結に関係して、締結を打ち切るときはどうするかという話です。というのは、締結する前の準備としてやっておかななくてはいけないことがあるんじゃないかなという心配があったものですから、今回質問させていただきたいということです。

○議長（市原重光君） その件については、私のほうから久我議員に申し上げます。

結果的に採決の段階で判断をしてください。契約の締結が議題となっているわけです。それを解約の話は。

○2番（久我真澄君） いや、締結する条件は、締結に至る内容というのは、今この議案の資料の中で色々説明を受けております。それについてはわかります。

○議長（市原重光君） ちょっと待ってください。そのために説明をしているんですよ。それについて久我議員は考え方がこうですよと、これは認められないとか。

○2番（久我真澄君） そういうことじゃないです。最初にお断りしますけれども、今回のこの締結して、道の駅の事業が順調にいくということは私は願っております。活性化のためになるということを願っております。しかしながら、この願いとは逆に結果的に失敗したら、失敗するというか、これはまずいことが起きたら重大な問題になるわけです。これに対して今のうちに準備しておくことがあるのではないですかという質問なんです。

○議長（市原重光君） それは申し上げてくださいよ。最終的には自分の判断で提案されたものがいいか悪いのか、心配なのか、心配であれば自分の判断ですべきでしょう。

○2番（久我真澄君） その心配事をちょっとお聞きしたいということによろしいですか。

○議長（市原重光君） 心配事はどうですかね、私の判断では。皆さんどうですか。心配事は皆さん持っていると思いますよ。質疑の内容を変えてください。この事案に対して疑問がある点だけ一応質疑をやってください。

○2番（久我真澄君） わかりました。

この締結に際して、この締結の内容で解約に関する、打ち切りに関する事項というのはどのようなものがありますか。これを質問します。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 解約というか、契約の終了のことについてということですよ。これについては、以前にも契約書を皆さんにお配りさせてもらってあるんですけども、75条にあります。本契約の有効期間は52年3月31日までとなっております。それが終われば終了ということになりますけれども、これが任期満了時の取り扱いということでございます。

それで、多分議員ご心配されておりますのが、失敗したときという話もありましたので、78条に、事業者は、町がサービス対価の支払い義務、その他本契約の上の重要な疑義に違反し、かつ事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、町に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して契約を終了とすることが出来るものとするということもあるので、例えば事業がうまくいかなければ、改善勧告をして、またそれを協議して、改善計画を提出してもらって、まだそれでもやらないということで、もう一回改善勧告をす

るということで、それを何回か繰り返して、それでも出来ないということになれば、改善勧告完了後6か月間改善されない場合に契約解除に至るというふうになっておりますので、全く駄目なときに契約解除が出来ないというものではないということでございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 契約解除の理由、今言われたような形のものはありますよということで、業者のほうで破産するとか、借金が多くなってくるとか、売り上げが伸びない、販売手数料が入らない、お客が入らない、そうなってきた場合には、これは失敗と言わずに、それでも要求水準に満たしていれば、モニタリングだとかにおいてもオーケー、要求水準でオーケーだからいいよということです。ずるずるといくのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） それが今言ったことにつながってくるんですけども、モニタリング、ペナルティーの考え方ということにつながってきますけれども、例えば施設の全部あるいは一部の利用が出来なくなった場合とか、あるいはサービス水準が未達であった場合、これが主だと思えるんですけども、これについて改善勧告がなされ、何回か協議をして、それでも直らない場合には解約ということでございます。

ペナルティーということで、そのペナルティーについての金額の提示もございます。もし守らなかつたら幾らこっちに出せという話の内容にもなっていますので、その辺については契約書に記載されているわけでございます。モニタリングについても、同じように段階的にやっていくという形でございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） モニタリングの結果とか、その辺を勘案してということでありますけれども、5年、10年やっていく中で、どうも費用対効果が芳しくないんじゃないかと、そういう話というのは、モニタリング等の中では出てこないということですか。売り上げが少なかったら、これはどうしようかという協議はされるんでしょうけれども、その場合に、じゃもっと施設を大きくしようとか、風呂場をもっと広くしようとか、そういうことで解決していくとか。私が一番心配しているのは、そこでまた費用がかかっていくのではないかと、それが一番心配なんです。

今のままだと、途中でうまくいかないからやめようと言って、そのまま朽ち果てるまでそっとしておけば、費用は、サービス対価は払わなくても済むわけですが。費用は少ないわけですが、極端な話ですけども。そのときにどういう判断がされるのかなと、その場で。結局、

ペナルティーも課せるような理由もない、要求水準のとおりに粛々と経営されているという
ような状態では、なかなか終わらないし、改善もどのような方向で改善するかということも
わからない。結局、今こういうもので一番心配するのは、要するに次々に資金をつぎ込んで
いって直そうという、ずるずる資金をつぎ込んでいく、これを一番心配しているわけですか
ら、その辺を何とか抑えるような施策はこの中に入らないものかということです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 途中で経営がうまくいかないからもっと規模を大きくするとか、そう
いう心配だと思いますが、ここにあるように額はこれで決まりなんですね。これ以上はない
んです。これ以上もこれ以下もないんです。このとおりなんです。増えることもありません。

先程、市原議員も言っていましたけれども、最初に私のほうで確か議会に提示したのは、
40億、50億という話だったと思います、当時。それが議会の皆さんから色々な意見をもらい
ながら、睦沢町としてそれで妥当かということの中から心配をいただいたものですから、当
時のコンサルタントと色々協議をしながら、せっかくやるのに、駄目なものを造っては駄目
だと。最低限額を縮小しても、きちんとお客さんが満足出来るような施設を造らないといけ
ないだろうということで、ぎりぎりの25億数千万という数字を最終的に導き出したわけでご
ざいますが、そういった中で、議会の皆さんも全員協議会を何回がやっていた中で、
であれば多少心配もあるけれどということで、担当課長も再々言っているように、中の一つ
が駄目になれば次のものを入れ替えて、もし会社が破産すれば次のものを入れてやるという
ようなことで、その対策も十分に練っていく。

先程出ていますように、モニタリングをしながらということになれば、当然経営のモニタ
リングもするわけです。前にもお話ししましたように、これについては民間資金を導入しま
すので、当然、借入れをする銀行のモニタリングもされるし、そういうことも、結局その
資金を潤沢に返していかなくちゃいけないわけですから、そこら辺も当然するというような
ことで、これが二重、三重、四重になっているということの中で、あとはこの成功に向かっ
て、これを民間会社とともに町も一生懸命汗をかいて集客すると。

それは決して、集客がよくないから次の資金を投資してということではなくて、その契約
の中できちんと対応するということですので、これ以上の金額が出るとか、そうい
うことはございませんので、それはまた違う計画であれば、この中に入らないものの計画の場合
は、それは当然出てきますが、この中身を達成するために、客が少なかったから増やすとい
うことは、金を出すということは、この中ではございませんので、違う計画をした場合はそ

これはまた別途協議という形になりますので、そういうことについては、ないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我議員。

○2番（久我真澄君） 町長の話はよくわかりました。

実は20年続くわけなんですけど、20年近くになると、ここにおられる方々は何名の方が残っているかちょっとわかりませんが、この答弁の中で、今のような答弁をいただいたということを、何かの形で今後の事業の中に反映出来るような形で残せないものか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員、当然ご承知のとおり、これは議事録としてきちんと残ります。

何十年たっても、百年たっても残りますから、ご心配は全く要らないと、そういうふうにご理解をしていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 地元の農産物が今道の駅に納められて、私もその一人でありますけれども、その人たちの育成を、先程ちらっと触れましたけれども、育成については何もありませんが、そこら辺はどう考えているかということが一つ。

それから、私も議員をやりながら観光協会の会長もやっていますので、私が県外から千葉県に入ってくるお客さんを、私、町長にも申し上げてありますけれども、東京湾を渡ってくると、すぐに三井アウトレットがあるんですけども、そこでお客さんが口々に言う言葉が、やはり千葉県に入ってくると癒やし系、これが一番いいですよと。その中でも特に足湯というのを好むと。お客さんの中で一番騒がれているのが、前は泊まる場所だったんですけども、今はもう足湯なんですね。このスマートウェルネスタウンの中に温泉施設が出来るわけでありまして、足湯というのに着目をしたことはあったのかどうか。これを一つ聞きたいということでもあります。

それからもう一つ、イベントの話が先程出ましたけれども、私もこれが出来上がれば是非ともここでイベントをやらせていただいて、集客に努めたいなというふうに考えてはおります。そういった中で、運動公園のこともありましたけれども、料金体制がさっき出ていたが、そういったことについては減免措置があるのかどうかということと、それから、そういうことをやってイベントをやったときに、大きな音とかそういうのが出るわけでありまして、この近くの施設がありますよね、住宅が。ここら辺の雑音とか公害問題、これらにつ

いては契約の中に入っているのかどうか。そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、一般の農家の方たちがどういう形でということで、実は先程も色々出ていましたが、今、農業塾という形で、新しい道の駅に向かってここ数年やってきておるわけです。

しかしながら、提案理由の中でも話したかと思いますが、実は一生懸命農業塾をやったって、どういう会社が新しく運営するかわからないと。じゃ今やっている勝本さんのいうことを聞いて、そのとおりに出来るかどうかということが非常に不安であったのではないかなということで、実は道の駅の役員の方々にも色々今事情を聞いております。というのは、なかなかスムーズに、今の農業塾で指導したとおりにやってくれているかということ、一部そうじゃないところが見られたわけです。それは色々聞いていきますと、やはりその方の方針が新しい道の駅の方針になるかどうかかわからないのに、そのとおりに出来ませんよということのようだったんですね。

というようなことで、もしこの議決をいただければ、23日にはもう既にそういう予定をしておりますが、今、つどいの会社の関係、組合員の方々と、今度新しい会社のどういう方針でやりますよというものを、先程の総合運動公園ではないんですが、きっちりまた打ち合わせをします。方針について、これこれこういう方針なので、また今後も農業塾を続けていって、今の段階だと、私が聞いている範囲内ですと、今やっている農業塾の方針を全面的に取り入れてやっていくと。

これはなぜかといいますと、勝本さんという方は関西方面で、自分が色々お店を指導したり、自分自身も直売所の店長をやって、そこから出てきた人なので、そういう本もいっぱい書いておりますけれども、そこら辺が、今度は会社とちゃんとリンクすると、方針と全く一緒になるということを、23日にまず第1回の足がかりをやります。

ということで、農家の皆さんが、なるほどこういう方針で、新しい会社と同じ方針でやるんだということが明確になってくれば、皆さん疑心暗鬼だったものが、それだったら言うことを聞いてやってみようというふうになっていくんじゃないかなと。これは先程の総合運動公園の管理の問題と一致することがあるのかなというふうに感じておるわけです。

あと、足湯でございますが、実は色々監査委員の方からも、温浴施設までいかなくて足湯で十分じゃないかというふうな話もありました。そういうことで、周辺の状況を見たりなんかすると、あれは潤井戸あたりの、あそこは道の駅じゃなくて房の駅かな、あの辺でも

足湯とかありましたけれども、今はほとんど使われていないような状況です。他の道の駅あるいは直売所のところでも、足湯をやったけれども、今ほとんど余り使われていないと。逆に、温泉地に行って温泉はあるけれども、外に無料の足湯施設がありますよというところについてはやっているかと思いますが、やはり大もとの温泉、温浴施設も一緒に併設しているというようなことから、やはり足湯だと若干弱いのかなという、そのような検討もさせてもらってあります。

ということで、当然、足湯ということも視野に入れながら検討させていただいた結果、町の基本計画の中には、それ以上のものを入れたほうが、結果的に集客を広げるという意味ではいいのではないかという結論に至ったわけでございます。

あと、イベント関係の減免等については、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきたいと思います。

先程も田中議員のところでも回答させてもらったんですけども、町が主催する、あるいは協賛する事業については減免措置をとっていききたいなというふうに考えております。あと、一般的に民間さんがそこでイベントをやりたいということであれば、当然、利用料を払っていただくという形になるかと思いますが、町を活性化するための町が協賛出来るような事業であれば、減免規定が当然採用されるのではないかというふうに思っています。

○議長（市原重光君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） ありがとうございます。ひとつその方向でお願いしたいなと思います。

それと、つどいの郷の現在の道の駅ですけれども、あそこを建てる時に、私もちょうど議員になって間もなくだったと思いますけれども、あのときに、今、裏に、名前は忘れちゃいましたけれども加工所があったところ、今、食堂になっていますよね。あそこに加工所があって、あれは道の駅を造るときにはどうしても必要なものだということを確か言われたことがありました。

なぜかという、あれを使っていないので他に使えないものかというお話をしたときに、いや、あれはどうしても必要なものですよと。しかしながら今現在は、加工所がなくなってしまって食堂になってしまったという経緯がありますし、現実にもそうですよね。今度の中にもやはり加工所が出来ましたよね。これは後々そういう形になってしまうものかどうか、あるいは加工所として確実に使っていけるものかどうか、そこら辺がちょっと疑問が残るんで

すが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 確かに現の道の駅、私も担当していたころは加工所としてありました。ありましたということで、中身はほとんど使われない。ただ、中には機材で、ヨーロッパのほうから入れた石臼だとか色々なことで農産物の加工が出来るような、そういう機材も入ってありましたけれども、なかなかその利用がはかばかしくなかったと。逆に、経営母体としては食堂経営のほうがいいだろうというようなことから、このような形にしております。

今度は新しいこの計画の中にもありますけれども、この加工所については、中身を見ますと、今、オリーブ栽培を川島で始めました。このオリーブの加工所というふうに伺っております。ということで伺っておりますので、オリーブについては2年半後位に収穫が始まると。これから毎年毎年面積を増やしていく。あるいは今このオリーブについては農業生産法人が主体になってやっておりますが、出来れば農家の方にも遊休農地に是非オリーブ栽培をしてほしい。そうすると全量買い取りますという話をしておりますので、この加工所については、オリーブのオイルをとるという加工所でございますので、昔の加工所を掘り起こすのではなくて、新しい形の加工所ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 幾つかございます。

5月30日に全面施行されました改正個人情報保護法により、5,000人以下の個人情報を保有する者も個人情報取扱事業者としての義務を負うことになりましたが、どういった安全管理措置をとるのかということが1点。

パシフィックコンサルタンツ株式会社の系列だそうですねけれども、徳島県美波町で道の駅に携わっているそうですが、美波町では、国定公園である海岸でウミガメも来ますし、道の駅の近くには鉄道も通っており、四国霊場の薬王寺に参拝する遍路で門前町はにぎわって、漁村留学による地域おこしもしています。美しい街並みで、新日本観光地百選にも選ばれて、総じて町の自力が高いと思います。畑もあって山もある。また、美波町役場は、地元業者や農協や県民局と、この睦沢に米ゲルを見るためだけに4人で視察に来るなど、行政の意識も高いです。睦沢町にはほぼ何もありません。どういった確信を持ってこの会社はこの睦沢で事業に取り組もうと思ったんでしょうか。

あと、新たな道の駅ですが、計画を見ると、農産物の売り場が狭いのではないかとちょっ

と思うんですけれども、副町長が訂正いたしました。温浴施設が目玉のような印象を私も受けておりますが、それはいいとしても、道の駅での生産者の位置付けはどうなっているのでしょうか。どう運営に参加出来るのでしょうか。指定管理者に左右されない権限等はあるのか、教えていただきたいと思っております。

あと関連して、古い話になりますが、6月5日の新聞報道で気になったもので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、国土交通省が、土地などの価格を評価する不動産鑑定士の業務の対象に農地を追加する方向で検討するそうなんです。今造成している用地は、歩道はほぼ農地だったと思うんですけれども、不動産鑑定士の評価を受けた売買だったのかどうか、教えていただきたいと思っております。

あと、大変厳しい要求水準書と言われたそうですが、確かに本当に厳しいなと思ったのが一つ、要求水準書では汚水雑排水及び雨水のいずれも農業用水路には排水してはならないとあります。最終的には河川のほうに放流することになると思うんですが、河川は農業用水路ではないんですけれども、下流では大分農業用水として使っているんですけれども、農業用水路ではないんですけれども、農業用水に、本当ならこの文言だと流せないと思うんですが、どこにも流せないというのは大変厳しいなと思うんですが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、私のほうでわかっていることだけをお話しさせていただいて、あと細かい内容については担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。睦沢町、何もないのに出来るのかというお話でございますが、それこそ田邊議員よくご存じのように、お父さんが駅長をなさっていただきまして、設立以来ずっとご苦勞をかけてきたところでございますが、その中でどんなことがあったかという、ご存じのとおり右肩上がりです。ずっと売り上げが伸びてきました。これには当時の役員、この議員さんの中にもおりますが、やはり色々な検討をしながら、ほとんど毎年のように何か新しいことを仕掛けてきているという方法で、先程お話しもありました食堂もやるし、その他にハウスをやるというような形できました。

そういった中で、どうしてもやはり手狭になってしまったと。このままではもう、当時、私は課長でしたので、課長、これはもう無理だよと。これはそういう専門の方にやってもらわなければ、農家が会社を構成して、農家で運営するというのは限界があると。これからはやはりプロに指導してもらいながらやっていったほうがいいということの中からスタートしたものでございます。

そういった中で、たまたまパシフィックコンサルタンツについては、睦沢町のある事業をコンサルしていただきました。そういった中でそういう話があるということを目にしたようで、色々な提案をしてきていただいております。そういった中で、国道ではない、鉄道もない、高速道路もないところであるけれども、似たような状況は日本全国に、この7,000人規模の人口の町村が非常にいっぱいあるんだと。そういうところをどうやって活性化するかと。これからは、そういう仕事をパシフィックコンサルタンツとしてはやっていかないと、次の仕事としてのものが開けないという意識を持っていたようで、そういうようなことから色々アドバイスをいただいております。

そういった中で、議員は何もないというふうにおっしゃいましたけれども、田園風景だとか里山だとか、都会にはないものがある。ましてやここは首都圏から1時間です。鉄道を使っても上総一ノ宮まで1時間、特急で。圏央道を使えば、千葉回りあるいは東京湾回りでも、長南町まで1時間弱で来ます。今、長生グリーンラインの工事が着々と進んでおりますが、これに先立って道の駅を重点化しようということで進んでいるわけでございます。そのようなことで、非常に魅力的なものを出していけるのではないかなということでございます。

それからあと、生産者が指定管理者の云々という話でございますが、やはりこれは指定管理者の範囲の中で泳いでいただくということに基本的にはなろうかと思っておりますが、十分に農業者の方たちと出荷協議会というような形を作ながら、指定管理者と十分に生産農家とコンセンサスを得ながら進めていきたいと。そうすると当然に、重点「道の駅」でいっぱい皆さんに売ってもらうために、今、農業塾で作付計画等も色々指導しておりますが、そういうものの、逆に指定管理者のほうから指示をされて、こういう植え付け体系をやってくれないか、そうすると販売期間が非常に延びると、お客さんが喜ぶと。ひいては生産者の方の収入も増えるというような指導も当然入ってくると思っております。

ということで、逆に指定管理者の意向の中で動かざるを得ないのかなというふうに感じます。生産農家が自由に勝手に持って行って勝手にやるということではなくて、やはり議員のお父さんが言っていたように、これからは専門家の指示を受けながら、その中で農家の方が所得を増大出来るような方策を目指していきたいということでございます。

あと、ちょっと私、聞き漏らしたんですが、汚水の問題でございますが、塩分については、これについては合同資源のほうからかん水を入れますが、そのかん水についてはまた合同資源に戻すということでございますので、一般河川には放流をしません。白子町はガス事業者からかん水を入れて、それを直接自分たちがみんな海のほうに流していますけれども、睦沢

はそんなに近くありませんので、合同資源のかん水のほうに戻すという形をとります。あとの一般の排水については、合併浄化槽で基準をクリアした排水に浄化して放流すると。これは川の名称は出てきませんが、川まで持って行って排水するというようにしてごまかします。

当初は、田んぼの中に上之郷地を通して排水路があるので、そちらということもしたわけですが、地元と協議の中で、そこに揚水機場があるので、出来れば直接河川まで持って行ってもらいたいというような話をいただきながら、そういう方向にしたところでございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

まず、5月31日、個人情報の関係でございますけれども、法令、色々あると思いますけれども、この法令については、事業者、こちらについては必要な法令とか、これはちょっと違うかもしれませんが、技術基準等を充足した運営の業務計画書を作成すると、契約後に。これに基づいて業務を実施することとなっております。その中には当然、マイナンバー制度とか個人情報とか、そういうものも含まれるという認識でございますので、その辺を確認した上でということになるかと思っております。当然、事業をやるほうですので、その辺のことは理解しているというふうに思っております。

それと、これはこの契約とは余り関係ないと思うんですけれども、土地の売買の価格決定の際の不動産鑑定士を入れたかどうかという話でございますけれども、これはこの地区については入れてございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 売り場が狭いというのは。

鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 売り場については、今の売り場とほぼ同面積ぐらいにはなるかと思っておりますけれども、冒頭私のほうで説明をさせていただいた中で、柱とかそういうものを設けなくて広々と、こういった空間として使えるフレキシビリティを持って使うということで、今よりも使い勝手がいいと言っては申し訳ないですけれども、同じ面積でもより多くの広さを与えられるという解釈でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 排水に関しては、要求水準書の書き方がおかしかったという突っ込み

だったんですけれども、国からの通達で積極的に排水を利用する通達したことがあるので、別に排水を使うことは問題はないというのは知っているんですけれども、書き方がちょっといかがなものかということで、気をつけてくださいということです。

あと、改正個人情報保護法なんですけれども、要求水準書ではマイナンバー法とか、睦沢町個人情報保護条例はあったのに、なかったのどうしたのかなと、私、心配になってしまってお聞きしたんですけれども、あと個人情報の第三者提供は原則として本人同意取得が必要なんですけれども、この契約の場合、町は第三者となるのか、それとも該当しないのか。ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

あと売り場面積、もっと上げていこうというのなら、品物を出す売り場面積ももうちょっとあってもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、業者さんがうまくやってくんでしょ、そこら辺は。ですが、要求水準書でも、値付け、商品の包装、残品の引き取り等は出荷者が行うこととすることも可能であるとしていましたので、あくまで運営が主役で生産者が添え物の印象を受けてしまったんですけれども、生産者さんも、なかなか執行部のほうでは腰が重いような話もされていましたが、皆さんそうあくせくしなくても暮らしていけますし、ちょっと私のほうと執行部の話は違うかもしれませんが、うるさいことをそんなに言われるなら出さなくてもいいかなという話も聞いております。だからそこら辺の利益をどう出していくか、自分らに利益があるんだということを知らせていくことも大切かなとは思っているのですが。

あと不動産鑑定士、この契約とはそぐわなかったんですけれども、ただ私としては、根拠というものがどこにあるのかと、そういうことを聞いたかったんですね。今、農地を追加する方向で検討するというのが、その時点では業務には農地は含まれていなかったと、評価の根拠はどこにあったのかなと、そこがちょっと気になったもので、お聞きしたわけでございます。

答弁出来るものはしてください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません。私の理解能力が足りなくて、何を言わんとしているかがちょっとよくわからなかったもので、もう一度すみせんがかみくだいて、何を指摘しているのか、あるいは聞きたいのか、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○5番（田邊明佳君） ですから、個人情報の第三者提供は原則として本人の同意取得が必要

なんですね。提供しますよと。この契約の場合、町と業者との関係で、町は第三者となるのか、それともそうじゃなく受け渡しの出来る仲なのか、それを教えてくださいと言ったんですね。

あと、道の駅ですけれども、何が聞きたかったかわからないと、申し訳ございませんが、とりあえず、例えば値付け等も出荷者が行うとすることも可能ということは、基本は生産者じゃなく運営のほうなのかなというふうにもとれてしまうわけですよ。そうすると、生産者が、今割と自由にやっている面もあるんですね。そこでやっぱり生産者間の競争も出るし、お客さんがどういったものを選びたいかというのも出て来る。それが一律になっちゃって問題はないのかと、そういうことと、あと、なかなか農業塾等を開いても生産者が育たないみたいなお話をされましたが、皆さんそんなに、これで暮らしていこうという人も少なく、そういった人たちのやる気を出す方策というか、そういったものも大事なんじゃないですかと私は申し上げております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 個人情報との関係は、担当課長のほうから答弁させていただきますが、道の駅の関係でございますけれども、先程も言いましたように、今までは、町は要求水準書で色々規定しておりますが、実際に運営の形態、どこの会社が何を目的にどういう方針でやるのかというのが見えないという状況でございました。先程言いましたように、この23日に第1回のそういう交流の場を設けて、これからどんどんそれをしながら、先程も議員がおっしゃられるように、生産者が値付けをすることも出来るということで、出来るということになると、当然、言葉のあやからいくと、ある程度強制されるのかなというご心配だと思いますが、そこら辺についてはこれから、もし契約が締結といいますか、議決をいただければ、契約をした後に、早急にそこら辺については詰めていきたい。そうすることによって、生産者が今までのやり方とこれからのやり方がどう差異が出るのか、どのような運営の仕方になっていくのかというのは具体的になってくると思うんです。

今までは、あくまでも仮定の話しか出来なかったわけですね。これからは仮定の話じゃなくて、実際に指定管理者が決まったということになれば、その経営責任者ときちんと農家の皆さんが話し合いが出来るということで、先程も言いましたけれども、運動公園についても最初は少しのトラブルがありましたけれども、今現在はきちんと回っていると。逆に、そこを利用する方々についても新しい方式がきちんとわかっただいて、順調にいつている

ということで、この道の駅についても、これからが実際に大きいポイントになるのかなという感じでおります。

ということで、先程も申し上げましたけれども、あくまでも既存の農家の方々はもちろんのこと、それにも増して新しい生産者もまた育成していく必要が当然あるということで、これからも十分に努力をして参りますので、あと2年弱でございますけれども、そこら辺について全力で向かっていきたいと。また、先程、久我眞澄議員もおっしゃられましたように、これを失敗してはならないと、失敗出来ないものだというふうに感じておりますので、そこら辺については、十分農家の皆さんにわかっていただくような説明も必要だし、当然、指定管理者との協議も十分していかなきゃいけない。お互いの信頼関係がなければ素晴らしいものは出来ないと思いますので、そこら辺についても強力に町が間に入って、そこら辺の橋渡しをきちんとすると。

現在も、先程申し上げましたように、今現在の役員の方に色々聞き取りをしながら、どうしたらそこら辺がうまくいくかということ始めておりますので、是非そういう方向で持っていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 個人情報の件でございますけれども、これは生産者、出荷者等の個人情報のことでよろしいですね。

生産者が委託契約というか、それを運営者と結びますよね。それで委託販売みたいなものをするわけなんですけれども、その個人情報について、町は特に関与するものではないから第三者という形になろうかと思えます。ただし、事業を運営していく中で、個人の名前とか個人の売り上げとか、そういうのは全く関係ないで、全体の売り上げが幾らあったとか、どういう作物が売れているよとか、そういう情報は当然いただくことになりますけれども、個人的な情報を町が運営者からいただくようなことは出来ないというふうに理解しています。

○議長（市原重光君） 他に。

清野議員。

○7番（清野 彰君） 私のほうから3点お伺いしたいと思います。

最初に、当初の計画図から見ると非常にスマートになって、名前どおりになっているのかなという印象は受けました。コンパクトにもなっているような気がするんですが、ちょっと気になるのは、スペース的に、農産物とお風呂のほう、メインがこの辺になると思うんです

けれども、最初の計画のときの平米数がありましたよね、大きさが。それと比較してどうなんでしょうかということで、色々考えられてこういうふうになったと思うんですけども、最近の道の駅というのは色々変わってきていますので、農産物場だろうが道の駅だろうが、みんな進化しているから、どっちがどっちかわからなくなってくるということで、その辺、こういうコンパクトになってスマートになったというところは、非常に目玉のような気がするんですが、その辺のところを一つ、スペース的な問題と。

それから、防災広場ということで芝生の結構遊び場があります。しょっちゅう使うわけじゃないので、多分、家族連れで若い人が子供を連れて遊ぶと、時間をかけてここで楽しめるということは、他の道の駅を見てもやはりそういうのをメインに置いています。そうすると非常にいいんじゃないかなと。

ただ、防災ヘリポートとなっていますので、いつどういう緊急時にどうなるかわからないということで、その辺の考え方ですね。対応というか、万一一つもあつたときにどうなのかということ、人が大勢来て、そのときにどういう対応をするかというのは、非常にいいことなんですけれども、やはりそういうことも想定が必要かなと。

それに併せて、最初、私は計画段階でちょっと話したんですけども、こちらに集約すると、多分、新しく出来たときには車の洪水になるんじゃないかなと思います、一つはですね。それからもう一つは、今、あちこちでイベントを土日に結構やっているんですね、道の駅でも農産物場でも。そうすると、やはりそういうときにかなり人が来ます。いい例でいきますと、旭市の道の駅は、土日になると駐車場は1キロ離れたところから歩くとか、バスを利用するとか、そういうのが結構ありました。私も何回か行って歩きましたけれども、やはりそういうことも想定すると、ここの交通渋滞による安全とか、色々な心配はしておかないと、それが最大の、逆に言えばいい方向かもしれませんが、それを本当に予知しないと大変かなということをおもっています。

そんなことで、今からそういうところをきちんと、民間業者側と町側でどういう考え方を持って一緒にやっていくのかというところが必要じゃないかと思いますので、お考えを3点、よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、直売所の面積がほとんど変わらなくて少ないんじゃないかというご指摘でございますが、先程担当課長が申しましたように、広い空間で柱等もなく、自由自在にレイアウトが出来ると、それに足して、南側にひさしとありますか、それは広くと

ってあります。ということで、ここでイベントを十分出来るようなという考え方のもとに、そういう構造にしてあるんだそうです。

ということで、先程も説明がちょっとあったと思いますけれども、イベント費用ということで、売上げの2%をいただいてイベントに充てるということで、やはりイベントの数が多いほうが売上げ増につながるということのようでございます。

そのようなことで、中での売り場面積は変わりがないんですが、中のレイアウトを変えられるとか、全部フラットになっていますので自由に出来る。あるいは先程行ったように、前面の南側のところにひさしが出ていて、そこでも十分に出来るというようなこともありますので、単純に中の面積が変わらないから狭いんだということではなくて、色々な利用の仕方が出来るということがありますので、そこら辺については余り心配をしていないというところでございます。

また、駐車場でございますが、今のところから見ると格段に台数は多いわけですが、いずれにしても、これについても国の補助事業等を活用するといった中で制約がございます。そういったことで、やはり議員心配されるようなことも当然あるかというふうに思いますし、また、これについても近隣の施設と協議を進めながら、いざというときにはお互いに相互利用が出来るような、そういうことも当然に視野に入れながら協議を進めていくと。これについても町が間に入って、そこら辺のところを調整していきたいなというふうに考えております。ということで進めて参りたいというふうに思っております。

あともう一点、防災広場でございますけれども、これについては、契約の中に、いざというときにはこれを防災施設として使うということが明記を、要求水準書の中に入っておりますので、その際には切り替えるという形がきちんと契約をされておりますので、そこら辺についてもその対応をしていただくというふうになっておりますし、また、必要であれば、町の職員が非常時にはその現場にも行くというような形にもなろうかと思っておりますので、そこら辺についても十分にそういう細部についても契約をしていくという形になりますので、当然そういうことも想定しながら、町の要求水準書にそういうところも書いてありますので、それに基づいた計画を出していただいてありますから、その計画に基づいて進めていくということで考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○7番（清野 彰君） ありがとうございます。

最新型の新しい施設なので、すごいなという、外見上一番問題だと思うんですけども、今、町長がおっしゃったように、テラスをつけて色々なことが出来るというのは、最近、追加でやっているところは結構ありますよね、最初からじゃなくて。そういう意味でいくと、今回のところは本当にスマートな場所だと思うので、特徴を生かせる、出来てみなきゃわからんところはあるんですけども、ただ特徴をつかまれるのがいいのかなというふうに思いますので、その辺は期待しておりますので、感性を持って取り組むことが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） それでは、議案第3号の質疑を終わります。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、議案第4号 陸沢町公の施設の指定管理者の指定について、質疑のある方はどうぞ。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 指定期間についてお尋ねします。

この第4号の3番、指定期間によりますと、施設引き渡し日から平成52年3月31日までとなっております。とすると、20年を超える長い期間ということで理解してよろしいでしょうか。

それで、指定管理者制度を縛る法律あるいは規則、そういったものの中には、指定期間の規定、そういったものはあるのでしょうか。当然、この期間はクリアしているとは思いますが、私とすれば、出来ればもっと短い期間に区切って、途中経過でチェックする時点というものが必要ではないかと思えます。その辺のお考え。20年というものが抵触しないかということと、もうちょっと短い期間を区切ったほうがよろしいのではないかということ質問いたします。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） まず、施設引き渡しから平成52年3月31日ということなので、20年以上というふうに捉えてもらって結構です。施設の引き渡しについては、設計、建設を行いまして開業までの、建設が終わって開業までの間に施設が引き渡されるということなので、今のところ平成31年7月末日ぐらいが引き渡しのときになるんじゃないかという想定でいます。

それと、指定管理者の指定期間ということで、これは条例でもうたっております一般的なことでもあるんですけども、原則として10年以内ということをございます。ただし、指定

管理条例第3条第5項の規定ということで、PFI事業によった場合には事業契約期間とするということで、一般的にこれが通っているということなので、PFIの事業契約期間と合わせた指定管理期間ということで、20年ということでございます。

○議長（市原重光君） 伊原議員。

○3番（伊原邦雄君） 20年はわかりました。

私がもう一つ質問した、もう少し短期間に区切って、5年ごととか、あるいは中間の10年ごとでチェックするという意味で、当初から最後までと。あつ。事業期間がということだね。わかりました。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 3点ほどお伺いしますが、36ページのカラー刷りの、施設が色分けされておりますが、各色分け別に関係省庁を、補助金の関係もあるんでしょうけれども、例えばピンクは何々省とか、そういった関係するところ、グレーもありますけれども、その辺をお願いします。確認の意味ですね。

それから、資金の流れなんですけど、27億6,800万ほどというのは、これは平成31年の完成後に支払うということですよ。それから、関係省庁からいただく補助金も、ほとんど31年ということでしょうか。あるいは起債も必要になってくると思いますので、所要な起債の時期ですね。これもいわゆる31年ということなんですか。

○議長（市原重光君） 丸山議員、これは指定管理の件だから、丸山議員が言っているのは3号関係なんです。

○1番（丸山克雄君） 失礼しました。じゃその点は結構です。

○議長（市原重光君） わきまえてください。

○1番（丸山克雄君） それで、業者が提案する際、46ページと47ページなんですけど、一つは意匠の問題ですね。例えばロゴですね、あるいは施設の副名称など、業者さんのほうは何か言っていましたでしょうか。

それから、町への貢献ということで、47ページの6番目に地域社会経済の貢献ということで、雇用については書いてありますけれども、例えば管理やメンテナンス、これについて、例えば地元の業者等を活用したりとか、そういった話なんかもあったんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 一番最初にお話のあった、この図面の中の省庁がどこの補

助金を対象にしているかということなんですけれども、まず対象地Aの中で、花卉温室とか小売り・物販、それと飲食施設という両端にピンクですか、色がついている。これが農水省関係です。それと、情報発信施設、トイレ、休憩施設、それと前の駐車場関係、それと防災広場関係、これが国土交通省でございます。そして、地域優良賃貸住宅、これ全ての範囲でございますけれども、これが国交省住宅局ということでございます。あとについては補助金の投入はないということでございます。

それと、地元の業者が入る管理の中でのということは特に出てきていません。ただ、地元の業者がどうやって入るのかというわけではなくて、このPFI事業のシステムとしては、新しい会社が出来ましたよね、むつざわスマートウェルネスタウン株式会社、そこが町から受注するわけですけれども、そこが発注先となって、今度は構成企業に発注していくんです、協力企業、構成企業に。例えば地元が入るとすれば、その下請で入るような形になりますので、一番大もとのところは、発注出来るところが構成企業と協力企業のみということになっていますので、そこまでの提案はまだ上がってきておりません。

以上です。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） そうしますと、このグレーの部分、例えば健康B〇〇施設のサイクル、加工施設、それから道の駅ゾーンの温浴施設の上とか北側の部分、それから防災倉庫、この辺が町の関係ということでよろしいですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 説明不足で大変恐縮でございました。

防災倉庫については、これは防災広場と同じように国交省の防災関係の補助金を持っています。それと、北側のほうの受水槽とかプラントとか、こういうものが入っていますけれども、これについては各施設の案分というような形で補助金が入ってこようかと思います。それと、Bゾーンにおける加工施設については、漏れましたけれども、農水省関係の補助金が入ってきます。それとB〇〇施設、サイクルステーションについては、事業者自らの資金で建てるというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 指定管理者の管理区分なんですけれども、睦沢町道の駅が一つと、あと睦沢町地域優良住宅が一つと、二つに分かれて書いてありますけれども、この中で、先般

いただいたリスク管理の件で、家賃の未入金とか、それは町がリスクを負うというようなことになっていきますけれども、これは全体を一括して指定管理者に頼むということじゃないんですか。どういうことなんですか。この辺を説明して。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 指定管理を行える事業、物件というのが決まっております。賃貸住宅についての維持管理とかそういうものについて、あるいは運営面についての募集とか何かのお手伝いをしてもらうとか、そういうことについては法律上認められておるんですけれども、リスク分担として、家賃の未納についてのリスクは大家さんが負うということになりますので、それは指定管理が出来ない分野ということになっておりますので、この中には入らないということでございます。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 優良賃貸住宅についてなんですけれども、この中で、20年たつうちに空き家になってしまうと、要するに入居者がいなくなってしまうことも十分考えられるというような状態の中で、これはどっちのリスクということになるんですか。家賃が入らないということで町のリスクでいいんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 町のリスクということになります。ただし、今回の提案の中の地域優良賃貸住宅等の運営で提案されていますけれども、住宅ゾーンに隣接する道の駅の事務所内になるわけですけれども、ここに住宅管理センターを設けるということで、地域優良賃貸住宅の相談の案内窓口として機能するというところでございます。

また、町内外からの見学希望や入居希望等の問い合わせに対しても、当センターで問い合わせ記録等の作成等の事務を行ってもらえるということなので、もし空きが出た場合には、また事業者と協力しながら、また募集をかけていこうと思いますので、なるべく皆さんに飽きられないような形での運営が出来ればなというふうに思っておりますので、その辺はまた議員さんのほうもご協力願えればありがたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第3号 PFI事業契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 睦沢町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長(市原重光君) 日程第12、報告第1号 平成28年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持、向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものでございます。自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要でございます。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第2、発議案第2号 国における平成30（2018）年度教育予

算拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

中村 勇議員。

○11番(中村 勇君) 発議案第2号 国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書提出の説明をさせていただきます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を担っております。しかしながら、社会の変化とともに子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供たちの安全確保などの課題が山積みしております。

子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がございます。

地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠であります。

よって、国における平成30年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における平成30(2018)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

ては、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(市原重光君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時45分)